

Ⅱ 震災対策編

第1部 災害予防計画

第1章 地震に強い社会づくり.....	1
第2章 地震に強い都市づくり.....	32
第3章 施設・構造物等の安全化.....	37

第 1 章 地震に強い社会づくり

第 1 節 基本方針

災害時は、区民・事業所などによる自主的かつ積極的な災害防止活動が不可欠である。そのため、区民・事業所などは、「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という「自助」を防災の基本とし、災害に備える。また、区や防災関係機関は、区民や事業所等の防災対応力の向上を図るとともに、相互の連携や支援を強化し、「共助」による防災体制の確立に取り組む。

第 2 節 住民の役割

第 1 自助の取組

区民・事業者などは、「自助」に基づき、それぞれ次の防災対策に取り組む必要がある。

1 避難しないための備え

- (1) 住宅等の耐震診断・耐震補強
- (2) 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止
- (3) 出火の防止
- (4) 住宅用火災警報器、消火器等の住宅用防災機器の準備
- (5) 水・食料等の備蓄、簡易トイレの確保
- (6) ブロック塀の点検補修など家の外部の安全対策

2 災害時に慌てないための備え

- (1) 防災訓練への参加
- (2) 平常時から災害が発生した場合の家族等での話し合い
- (3) 避難の経路、場所(救援センター、避難場所等)及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認・点検
- (4) 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保
- (5) 防災知識・情報の収集

3 活動の支援体制

区は、今後、区民向けの防災ハンドブック等の作成・配布を通じて、区民の活動の支援にあたる。

第 2 共助の取組

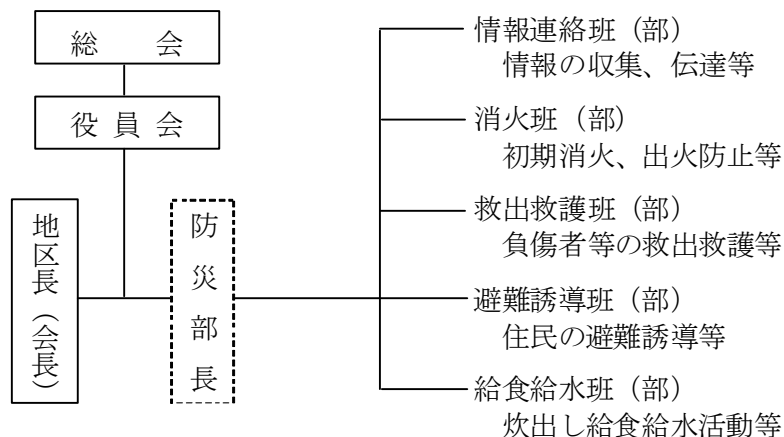
1 地域防災組織

- 地域防災組織は、地域住民の意志により自発的に結成された組織で、町会・自治会等を母体として区内全域に結成している。平成27年4月1日現在、129組織が結成されている。
- 地域住民は、地域防災組織を活動の主体として、「自分たちのまちは、自分たちで守る」ことを目標に次の防災対策に取り組む。

- 区及び防災関係機関は、地域防災組織が結成された目的を達成できるよう、平常時より訓練・指導等を通じて育成する。

【参照：町会別の世帯及び人口（資料編 I 総則p.5）】

(1) 各組織の内部組織



(2) 各部の役割

部	災害時の役割	平常時の役割
情報連絡	情報の収集、伝達及び広報	防災意識の普及啓発
消火	出火の防止 初期消火活動	消火訓練 地域内の防災点検 資器材の点検
救出救護	救出・救護活動	救出・救護訓練
避難誘導	避難誘導	避難誘導訓練
給食給水	給食・給水活動	給食訓練 物資等の備蓄

(3) 市民消防隊

- 市民消防隊は、昭和54年に東京消防庁から区に移管された。区では、地域防災組織の消火班として位置づけ、防災対応力の向上を図るため、助成金の交付及び装備品等を給与している。平成29年4月1日現在、3隊が配備されている。

【参照：市民消防隊（資料編 II 震災対策編第1部p.1）】

(4) 水防協力隊

- 水害が予想される地域住民が、区と区民との協同で区民の財産を保護するため、水防協力団体を結成した。
- 区では、地域防災組織の一部と位置づけ、その活動に供するため、助成金の交付及び装備品の支給を行っている。平成29年4月1日現在、1隊が組織されている。

【参照：水防協力隊（資料編 II 震災対策編第1部p.1）】

2 避難する前に地域集合場所を拠点として実施する活動

『～一人ひとりが地域の人財（人材）、避難する前に皆で力を合わせて地域を守る～』

(1) 情報共有

- 発災時、地域の防災活動の拠点である地域集合場所へ向かうまでに見聞きした確かな

情報を、情報連絡班が中心となって予め準備した地図に書き込み、多くの人と共有する。

- 地図の情報に基づいて、必要な対応（消火活動や救出活動等）を検討し、実行する。
- 地域集合場所から救援センターに避難するとき、情報を反映した地図もあわせて持ち込み、引き続き、情報収集・共有に用いる。

＊ 把握すべき情報（例）

- ・地域の被害（物的被害、人的被害、行方不明者等）
- ・被災者の声（避難しづらい・避難できない区民の存在等）

(2) 初期消火活動

- 地域集合場所での情報等をもとに、地域の被害状況を把握した上で、消火班、消防団員が中心となって軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ・消火器等、資機(器)材の準備を整えて、初期消火活動を実施する。あわせて、出火防止を呼びかける。
- 特に、消防団員は活動のリーダーとして、住民と連携して活動に取り組むことが望まれる。

(3) 救出・救護活動

- 地域集合場所での情報等をもとに、地域の被害状況を把握した上で、救出救護班、消防団が中心となって備蓄した救出用資器材等を活用し、救出・救護活動を実施する。
- 特に消防団員は、活動のリーダーとして、住民と連携して活動に取り組むことが望まれる。

(4) 災害時要援護者及び避難行動要支援者（以下、「避難行動要支援者等」という。）の安否確認、避難誘導・支援の実施

- 避難誘導班は、区（防災危機管理課）から事前に配布された地域共有名簿の情報をもとに、地域の避難行動要支援者等の情報を確認する。
- 民生・児童委員は、独自に作成している地図情報等をもとに、地域に住む避難行動要支援者等の情報を確認する。
- その後、両者の情報を共有し、避難行動要支援者等の安否確認及び避難支援を実施する。
- 地域防災組織及び民生・児童委員は、活動のリーダーとして、住民及び避難者と連携し、複数人で避難行動要支援者等の安否確認等に取り組むことが望まれる。
- こうした避難行動要支援者等の支援を可能にするため、発災時には避難行動要支援者等に関する追加情報を関係機関に提供する。
- また、地域防災組織を中心に、民生委員、町会・自治会員等と連携した避難行動要支援者等の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練を実施する。

【参照：第5節 避難行動要支援者等の安全確保、災害時要援護者登録事業実施要綱（資料編 V 例規等p.131）】

3 避難後に実施する活動

『～そのとき地域にいる皆で力を合わせて、避難生活を乗り切る～』

(1) 救援センターの運営

【参照：第2部 災害応急対策計画 第11章 救援センター、福祉救援センター、補助救援センター】

- 救援センターは、救援センター運営調整会議のもと、避難者による運営を基本とし、学校や他自治体等からの応援職員、ボランティアを中心に区を含めた関係機関が支援す

る。

- 「混乱／立ち上げ期」と「救援センター運営期」の二段階に分けて役割を分担する。

(2) 公園等の防災施設の運用

- 地域防災組織は、公園等に設置されたマンホールトイレやかまどベンチ等について、防災訓練を通じて使用方法を習得するとともに、防災施設の運用や必要な資器材の準備などの役割分担を事前に決定し、発災後、自主的に維持管理できる体制を整える。

(3) 地域のパトロール活動

- 救援センター運営組織の庶務部が中心となってパトロール隊を結成し、警察と協力して地域のパトロール活動を実施する。活動体制は、今後、警察と連携して検討していく。

(4) 在宅の避難行動要支援者等の巡回

- 救援センター運営組織の福祉部が中心となって、発災翌日から、民生・児童委員や医師、介護士等と連携して、在宅の避難行動要支援者等の巡回活動を実施する。活動体制は、今後、関係機関と連携して検討していく。

4 活動体制の充実

次の取組によって、地域防災組織の活動を支援していく。

(1) 周辺地域防災組織との連携体制の構築【区】

- 単体ではマンパワーや資器材が十分でなく、災害時の活動に支障が及ぶと判断した地域防災組織は、近隣の地域防災組織と発災時の役割分担等を協力して実施する。
- 区は、取組の全般について指導・支援する。

(2) 地域防災組織の活性化【区】

- 地域防災組織の役員がコーディネーターとなって、PTA、学校、地元事業所等、様々な団体に対して、地域防災組織への参画・協力を募る。
- 区は、取組の全般について指導・支援する。

(3) 防災リーダー講習会の実施【区、消防署、警察署等】

- 区、消防署、警察署等が主体となって、池袋都民防災教育センター（池袋防災館）等を活用し、地域の防災リーダーを育成する講習会を実施する。
- 地域防災組織は、地域の防災リーダーを育成する講習会へ積極的に参加する。

(4) 多様な防災訓練の実施【区、消防署、警察署等】

- 地域防災組織が主体となって、地域集合場所での対応訓練や救援センター運営訓練等、災害時の様々な場面を想定した訓練を企画・実施する。
- また、近隣のマンションの住民等、地域防災組織員に限らず、中高生や外国人住民等、多くの住民の参加が得られるよう工夫する。
- 区、消防署、警察署等は、防災訓練の企画・実施を支援・指導する。特に、地域のマンパワーとして期待される学生が参加しやすい形態の訓練を実施する。
- 街区を活用した発災対応型訓練や軽可搬消防ポンプ、スタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火訓練を推進する。

(5) 防災施設・資器材の整備・維持管理【区】

- 地域防災組織は、防災訓練等を通じて、防災施設や資器材の使用法を確認すると共に、発災時における組織内での役割分担等を事前に検討する。
- 一時集合場所となる公園等の管理者は、区の防災部局と連携して、地域防災組織等が使用する防災施設を検討し、必要に応じて整備するとともに、施設の使用に必要な資器

材を配備し、その維持管理に取り組む。

- 地域の実状を踏まえ、資器材を検討し、整備する。

【参照：地域防災組織防災資器材格納庫の所在一覧（資料編Ⅱ 震災対策編第1部p. 2）】

(6) 戸別受信機

- 区は、防災行政無線により災害に関する正しい情報を伝達するため、地域防災組織のリーダー宅等に戸別受信機を配備する。

(7) 地域防災組織の活動に関するマニュアルの配布

- 区は、今後、地域防災組織指導者向けの防災ハンドブック等の作成・配布を通じて、地域防災組織の活動の支援にあたる。

5 地区防災計画制度の活用

(1) 地区防災計画制度

- 平成25年6月に災害対策基本法が改正され、地域における「共助」の取組を推進するために「地区防災計画制度」が創設された。
- 地区防災計画制度によって、区内の一定の地区内居住者及び事業者が共同して実施する防災訓練、物資や資器材の備蓄、災害時の相互支援など自主的な防災活動に関する計画を作成し、防災会議に提案できるようになった。

(2) 地区防災計画の作成及び支援

- 地域防災組織等は、地区防災計画制度を活用し、地域の「共助」の意識と防災活動の実効性を高めるように努める。
- 区は、総合防災訓練や地域防災訓練などを通じて、地区防災計画制度の周知を図るとともに、地域防災組織や事業者等による地区防災計画の作成を支援する。

第3節 事業所の役割

第1 事業所の役割

- 事業所は、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して、次のような対策に取り組む必要がある。

- ・ 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成25年4月施行）に基づき、震災時には施設の安全を確認した上で、従業員を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めること。
- ・ 事業者は、あらかじめ従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段の確保や避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めること。
- ・ 社屋内外の安全化、事業所防災計画や災害時対応マニュアル等の整備
- ・ 防災資器材や飲料水、食糧等の非常用品の備蓄（従業員の3日分プラス10%を目安に）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
- ・ 重要業務継続のための事業継続計画（BCP）（※10）の策定
- ・ 組織力を活用した地域活動への参加、地域防災組織等との協力、帰宅困難者対策の確立等、地域社会の安全性向上対策
- ・ 東京商工会議所や東京経営者協会等、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進

- ・ 外出者と事業者がとるべき行動の指針となる「行動ルール」の遵守

第2 事業所防災体制の充実

1 事業所防災計画の作成

- 事業所は、その用途や規模に関わらず、事業所単位に事業所防災計画の作成が義務付けられている。
 - (1) 防火管理者の選任を要する事業所
 - 東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める次の事項について消防計画に定める。
 - ・ 震災に備えての事前計画
 - ・ 震災時の活動計画
 - ・ 施設再開までの復旧計画
 - 東京都震災対策条例施行以前に地震対策を盛り込んでいる消防計画について、告示で定める事項と適合するよう見直し、変更の届出をする。
 - (2) 防災管理者の選任を要する事業所
 - 東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める、(1)の事項について、事業所の実態に応じて、必要な事項を防災管理に関する消防計画に定める。
 - (3) 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所
 - 小規模事業所、事業所防災計画を作成する。
 - (4) 防災対策上重要な施設の事業所防災計画
 - 都市ガス、電気、鉄道・軌道等、高速道路及び通信の防災対策上重要な施設（6業種32事業所）を管理する事業者、事業所防災計画を作成する。

2 事業所自衛消防隊の活動の充実・強化

- (1) 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所
 - ホテル、旅館、百貨店等、多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例第55条の5の規定により自衛消防技術認定証を有する者を配置が義務づけられている。
 - 震災時及び水害時には、こうした一定の知識・技術を持つ者が自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）として活動することが有効であり、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等を実施する。
 - 自衛消防活動の中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や震災時等にも有効なバールその他の救出器具、応急手当用具を配置する。
- (2) 防火管理者の選任を要する事業所
 - 消防法第8条、第8条の2等により、消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練の実施等が規定されている。これらの条文に基づき、編成された自衛消防隊の訓練等を推進する。
- (3) 防火管理者の選任を要しない事業所
 - 火災予防条例第55条の4により、自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されている。
 - 震災発生時には、編成された組織が自衛消防隊として活動することが有効であ

ることから、自衛消防隊の訓練等を推進する。

【参照：対象物の現況(資料編Ⅱ 震災対策編第1部p.6)】

3 防災管理

- 火災以外の災害による被害を軽減するために消防法第36条により、特に必要がある建築物その他の工作物の管理権原者は、資格を有する者のうちから防災管理者を定め、防災管理に係る計画を作成させる。

第3 事業継続計画の策定

- 事業活動に対する被害の最小化と事業活動の継続・早期復旧を図るため、事業者は事業継続計画(Business Continuity Plan、以下「BCP」)を策定する必要がある。
- 事業者が災害に備えてBCPを策定することにより、震災が発生しても事業の継続と迅速な復旧が図られるとともに、顧客や従業員の安全が確保される。また、地域貢献・地域との共生を通じて事業所の所在する地域の早期復興にもつながる。
- このため、区(文化商工部生活産業課)は、区の防災担当部局と連携し、事業者等に対してBCPの策定を働きかけていく。

第4 事業所等への啓発

1 事業所防災訓練の指導

- 事業所の自衛消防隊が地震時において、迅速で的確な防災活動を実施できるよう、消防計画または事業所防災計画に基づく各種防災訓練の指導を推進する。

2 事業所と地域防災組織の連携

- 区は、事業所に対して、自主防災機能の向上や事業継続計画の策定に向けた対応を要請するとともに、事業所間相互の協力体制及び事業所と地域防災組織等との連携を強化するなど、地域との協力体制づくりを推進する。また、地域と事業者間での支援協定の締結を働きかける。

第4節 出火、延焼等の防止

【総務部・池袋保健所・消防署・警察署・都福祉保健局・都環境局】

第1 出火の防止

1 火気使用設備・器具等の安全化

- 対震安全装置付石油燃焼機器の普及の徹底、火気使用設備・器具周囲の保有距離の基準化及び火気使用設備の固定等、各種の安全対策を推進する。
- 適正な機能を保持するため、各種の安全装置を含めた火気使用設備・器具の点検・整備について指導の徹底を図る。

2 石油等危険物施設の安全化

- 危険物施設に対する耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資器材の整備促進、立入検査の強化等により、出火防止や流出防止対策の推進を図っていく。

【参照：石油等危険物施設の現況(資料編Ⅱ 震災対策編第1部p.6)】

3 火薬類保管施設の安全化

- 火薬類は、火薬庫に貯蔵するように義務づけられており、保安に関する厳重な技術上の基準により規制されているほか、火薬庫の所（占）有者に定期自主検査を義務付けている。これらの施設に対し、都は保安検査及び立入検査を実施して、保安の確保を図る。
- 火薬庫以外の場所に貯蔵することが認められている少量の火薬類についても構造及び設備等に関する技術上の基準が定められ、都は随時、立入検査を実施して保安に関する指導監督に努める。
- 都は、平常時に整備しておく保安対策、警戒宣言時にとるべき対応策及び震災時における危険防止のための応急措置等について、自主保安体制の整備を指導する。

4 化学薬品、電気設備等の安全化

(1) 化学薬品の安全化

- 化学薬品を取扱う学校、研究所等の立入検査を定期的の実施し、個別的、具体的な安全対策を指導し、保管の適正化を推進する。
 - ・ 化学薬品容器の転倒落下防止措置
 - ・ 化学薬品収納棚の転倒防止措置
 - ・ 混合混触発火性物品の近接貯蔵防止措置
 - ・ 化学薬品等収納場所の整理整頓
 - ・ 初期消火資器材の整備

(2) 電気設備等の安全化

- 変電設備や自家発電設備等の電気設備は、火災予防条例により出火防止、延焼防止のための規制がなされ、維持管理についても熟練者による点検・整備を義務付けている。
- 耐震化及び不燃化を強力に指導するとともに、安全対策基準の作成に積極的に関与し出火防止等の安全対策の強化を図る。

【参照：変電設備等の現況（資料編 II 震災対策編第1部p.6）】

(3) 電気器具からの出火防止

- 地震時の電気器具や配線からの出火を防止するために、信頼性の高い安全装置（感震ブレーカー・感震コンセント等）の設置や出火防止対策を講じた電気器具の普及について徹底を図る。
- 発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、区民等への指導を行っていく。

5 高圧ガス保管施設の安全化

機 関 名	対 策
都	○ 施設を設置する際には法令に基づく基準への適合状況を審査する。許可対象事業所については事業者が定める危害予防規程の届出の受理を行うほか、建設時の完成検査や定期的な保安検査を行う。その他、随時立入検査を実施し、施設の適正な維持管理や安全性の確保に努める。 ○ 東京都震災対策条例に基づき策定された「東京都高圧ガス施設安全基準」により、各種高圧ガス施設の安全性強化に向け指導する。

機 関 名	対 策
東京消防庁	○ 震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

6 毒物・劇物取扱施設の安全化

機 関 名	対 策
都福祉保健局 区 (池袋保健所)	毒物・劇物による危害未然防止を図るため、毒物・劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。
東京消防庁	震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。
都教育庁 区	学校における毒物・劇物災害を防止するため、「学校における理科系実験用薬品類の管理について」を区市町村教育委員会及び都立学校等に周知している。
都生活文化局 区	私立学校における毒物・劇物災害を防止するため、化学実験室等の管理について、必要な情報を提供する。

7 放射線等使用施設の安全化

「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、原子力規制委員会を中心となってRI（ラジオ・アイソトープ）の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するなど、各種の安全予防対策を講じる。

8 危険物等の輸送の安全化

機 関 名	対 策
都福祉保健局 区 (池袋保健所)	○ 毒物・劇物運搬車両の路上点検及び集積する場所での監視を行い、法令基準に適合するように指導取り締まりを行う。 ○ 要届出毒物・劇物運送業者の所有する毒物・劇物運搬車両の検査の徹底に努める。 ○ 関係機関との連絡通報体制を確立する。
東京消防庁	○ タンクローリーについては、立入検査を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。指導にあたっては、隣接各県と連絡を密にし、安全指導を進める。 ○ 鉄道タンク車による危険物輸送については、東京都震災対策条例に基づいて関係事業所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。 ○ トラック等の危険物を運搬する車両についても、タンクローリーと同様に適宜立入検査を実施し、安全対策を進める。 ○ 「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエローカード）」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。

9 その他出火防止のための査察指導

○ 地下街、飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業場

等に対しては重点的に立入検査を実施し、火気使用設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、災害時における従業員の対応要領について指導する。

- その他の事業所への立入検査及び一般住宅等に対する防火防災診断を通じて、同様の指導を行うとともに、地震後の出火防止を徹底するため、安全確保要領について指導を行う。
- 製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業用）、化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても、立入検査を実施し、これらの施設を保有する事業所に対しても、貯蔵取り扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導を強化する。
- 各事業所に対し、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。

1.0 住民指導の強化

- 各家庭における地震時の出火防止等の徹底を図るため、出火防止に関する知識、地震に対する備え等、防災教育の推進、実践的防災訓練による防災行動力の向上を図る。

(1) 出火防止等に関する備えの主な指導事項

- ・ 住宅用防災機器の設置及び普及
- ・ 消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの備え等、消火準備の徹底
- ・ 対震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報器、漏電しゃ断器等、出火を防ぐための安全な機器の普及
- ・ 家具類の転倒・落下・移動防止措置の徹底
- ・ 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- ・ カーテン等への防災物品等の普及
- ・ 灯油、ベンジン、アルコール等、危険物の安全管理の徹底
- ・ 防災訓練への参加

(2) 出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項

- ・ 起震車を活用した「出火防止体験訓練」の推進
- ・ 普段から小さな地震でも「地震だ！まず身の安全」と声をかけあい、まずは身の安全を図る習慣の徹底
- ・ 地震発生時に火を使っていた場合は、揺れがおさまってからあわてずに火の始末、出火した時は、落ち着いて消火することを徹底
- ・ 家具類の転倒・落下・移動防止措置の推進
- ・ ガラスの飛散防止措置等けがの防止対策の推進
- ・ 家屋や塀の強度の確認
- ・ 消火器の準備や風呂水の汲み置き等消火の備えの徹底
- ・ 住宅用火災警報器や感震ブレーカー等の措置による火災発生の早期発見と防止対策の推進
- ・ 非常用品の準備の徹底
- ・ 安否確認の方法、集合場所、避難経路等家族で話し合いの徹底
- ・ 防災マップ作り、地域危険度ランクの確認等地域の危険性の把握
- ・ マスメディアを活用した防災情報の収集や消防署等が実施する防災講習会への参加による防災知識の習得
- ・ 防災訓練等の参加による防災行動力の向上

- ・ 児童・生徒の発達段階に応じた総合防災教育の推進
- ・ 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓のしゃ断確認等、出火防止の徹底
- ・ ライフラインの機能停止に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止措置の徹底
- ・ ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止措置の徹底

第2 初期消火体制の強化

1 区民、事業所の自主防災体制の強化

(1) 区民の防災行動力の向上

- 都民を対象とした防災訓練では、初歩的な基礎訓練を中心に実施するとともに、池袋都民防災教育センター（池袋防災館）の体験コーナーを活用した高度な訓練体験を促進する。また、防災市民組織に対しては、高度で実践的な訓練を推進する。
- 地域の協力体制づくりを進め、要配慮者を含めた地域が一体となった防災行動力の向上を図る。

(2) 事業所の自主防災体制の強化

- すべての事業所に対して、防災計画の作成を指導するとともに、各種訓練や指導等を通じて自衛消防隊の活動能力の充実・強化を図る。
- また、事業所相互間の協力体制及び地域防災組織等との連携を強化するとともに、保有資器材を整備し、地域との協力体制づくりを推進する。

2 初期消火資器材の配備

- (1) 消火器の地域配備
- (2) 家庭用消火器の普及
- (3) 地域防災組織への小型消火ポンプの配備
- (4) 救援センターの小型消火ポンプ、消火器の配備
- (5) 小型貯水槽及び低地用スタンドパイプの配備を検討する。

3 消防用設備等の適正化

- 消防用設備等が地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、区民及び事業者にも耐震措置を指導する。

第3 火災の拡大防止

1 消防活動体制の整備強化

- 平常時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種の震災消防計画を策定し、有事即応体制を確立する。

【参照：消防車両の現況（資料編Ⅱ 震災対策編第1部p.6）】

2 装備資機(器)材の整備

- 路面の損壊や道路周辺建物の倒壊、地盤の液状化により、消防ポンプ車の活動が困難となる地域が広範囲に予想される地域の消防活動体制を確保するため、消防隊用可搬ポンプを有効活用する。

3 消防団体制の強化

- 都市構造、人口動態、職業構成など、都市の特性に対応した事業所団員及び学生団員等、消防団員の確保を推進し、都民に対する防災指導体制の充実を図るとともに、消防団の組織力を強化した。

【参照：消防団体制の現況(資料編Ⅱ 震災対策編第1部p.7)、消防団活動用資機(器)材の現況(資料編Ⅱ 震災対策編第1部p.7)、消防団資機(器)材格納庫所在一覧(資料編Ⅱ 震災対策編第1部p.8)】

(1) 消防団の広報

- 消防団の存在と活動を知ってもらう広報、消防団員の募集広報を積極的に展開し、入団促進を図る。

(2) 特殊技能団員

- 消防団員が有している重機操作、自動車運転等の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用する「特殊技能団員」の体制を充実する。

(3) 消防団協力事業所

- 消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。

(4) 消防団の任務

- 消防団は、地域に密着した消防機関として分団受け持ち区域内の住民に対して出火防止、初期消火、救出・救護等の指導をする一方、震災、水災、火災その他の災害に対しては現有装備を最大限に活用し消防活動にあたる。

ア 出火防止

- ・ 発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火を呼びかける。

イ 情報収集活動

- ・ 災害の初期対応を行うとともに、携帯無線機等を活用し、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集・伝達を行う。

ウ 消火活動

- ・ 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防隊との連携を強化する。又、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を、消防団独自に、又住民や消防隊と連携して行う。

エ 消防署隊への応援

- ・ 所轄消防署(所)の消防署隊応援要員として消火活動や救助・救急活動の応援を行う。

オ 救出・救護

- ・ 救助器具等を活用し、住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急手当を行い、安全な場所へ搬送を行う。

カ 避難場所の防護等

- ・ 避難勧告等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と連携を密にして、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

4 消防水利の整備

- 建築物の延焼危険度が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に、耐震性を有する防火水槽等の整備を推進する。
- 経年防火水槽の耐震力を強化し、震災時の消防水利を確保する。
- 木造住宅密集地域等の道路狭あい地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設は、都水道局と連携して、地域防災組織等が初期消火に使用する水源として活用を図る。
- 防火水槽の鉄蓋を軽可搬消防ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、地域防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。
- 神田川等あらゆる水源の有効活用を図り、消防水利の開発・確保に努める。
- 公共施設及び特殊建築物の整備に合わせて、東京都震災対策条例第27条に基づく防火水槽の確保に努める。
- 民間の開発事業等に際しては、都市計画法の開発行為に伴う協議や宅地開発等に関する条例及び指導要綱に基づき、防火水槽等の確保に努める。
- 区有地等の売却に際して、既存の防火水槽の存置や代替水利の確保を図る。

【参照：消防水利の整備状況(資料編 II 震災対策編第1部p. 8)、消防水利の現況(資料編 II 震災対策編第1部p. 8)】

5 小型消火ポンプ用水利の確保

- 区は、各地域防災組織に配備した小型消火ポンプ用の水利として、昭和54年度より公共用施設の敷地等を利用して小型貯水槽を設置している。平成7年度には貯水槽未設置の公園・児童遊園を中心に4カ所に設置、平成8年度に4カ所、9年度に7カ所、10年度に4カ所設置している。
- 併せて、既存・新設に関わらず全ての小型貯水槽に小型消火ポンプの併設配備を図る。平成7年度4基、8年度5基、9年度7基、10年度4基を配備している。
- このほか、民間井戸所有者の協力を得て、導水装置の取り付けを行い、水利の確保に努めている。導水装置付民間井戸は、平成17年3月末現在278基である。
- また、今後小型消火ポンプの初期火災用水利として小空地に1～3 m³の小規模水利の整備を検討する。

【参照：小型貯水槽所在一覧(資料編 II 震災対策編第1部p. 9)】

6 消防活動路等の確保

- 消防活動に必要な幹線的道路の拡幅、袋小路のない道路ネットワークの整備、狭あいな道路の広幅員化、U字溝等の暗きょ化、架空電線の埋没化、コーナー部分の隅きり整備等を関係機関と連携して推進する。
- 効果的な震災消防活動のために、警察署と道路障害物除去の連携体制を継続する。
- 震災消防活動が効果的に行えるよう、交通規制等について警察署と協議する。

7 消火活動が困難な地域への対策

- 消防水利の充実、消防団体制の充実等を推進する。
- 消火活動の阻害要因の把握及び分析並びに延焼火災に関する調査研究結果を活用し、消防活動の立場から防災都市づくり事業に対して提言・要望を行い、消火活動が困難な地域の解消に努める。

8 地域防災体制の確立

- 大地震時には、火災や救助・救急事象の同時多発や様々な障害の発生により、円滑な消火活動が実施できないことも予想されるため、次の対策を推進し、地域の防災体制を確立する。
- (1) 地域防災組織と事業所等々の連携体制
 - 震災時に、火災等の災害から住民や地域社会を守るには、地域ぐるみの対応が必要であることから、地域防災組織と事業所の自衛消防隊等とが、相互に協力して連携できる体制を整備する。
- (2) 合同防災訓練の実施
 - 地域の防災力を向上させるためには、消防機関の活動に加え、専門的な知識技能を有する災害時支援ボランティアの支援活動や地域防災組織、事業所の自衛消防組織等、各組織の協力が必要である。
 - このため、組織間の連携促進を目的として、合同防災訓練を定期的実施するよう指導する。

第5節 避難行動要支援者等の安全確保 【総務部・保健福祉部・消防署】

第1 基本方針

高齢者、障害者等で災害時において特に支援を要する避難行動要支援者等が、発災時に適切な支援を受けられる体制づくりの強化に努める。

1 災害時要援護者対策検討委員会の設置・運営

- 区は、庁内組織として、「災害時要援護者対策検討委員会」を設置し、避難行動要支援者等の支援対策の検討を進めている。
- 【参照：災害時要援護者対策検討委員会設置要綱(資料編 V 例規等p.127)】

2 避難行動要支援者等の情報の共有

(1) 内部共有名簿

- 区は、平常時から避難行動要支援者等の全数を把握し、発災時に救出・救護及び安否確認等に従事する個人及び機関に提供するため、当面、次の要件のいずれかに該当する者の住所・氏名・年齢・性別・電話番号又はファクシミリ番号・登録事由を集約した「内部共有名簿」を作成し、四半期に一度更新の上、防災危機管理課と保健福祉部で共有する。
- 名簿作成に必要な個人情報、災害対策基本法第49条の10第3項及び豊島区防災対策基本条例第15条第3項に基づき、各所属等が持つ情報から抽出する。

災害時要援護者	避難行動要支援者
東京都知事から愛の手帳の交付を受けた者または道府県知事等から療育手帳等の交付を受けた者	東京都知事から愛の手帳の交付を受けた者であって障害の程度が1度から3度までのものまたは道府県知事等から療育手帳等の交付を受けた者であって障害の程度がこれらと同程度のもの

介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護状態区分が要介護度3から5までのいずれかに該当する者	介護保険法による要介護状態区分が要介護度3から5までのいずれかに該当する者
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳の交付を受けた者（以下「身体障害者手帳所持者」という。）で、その障害の総合等級が1級から4級までのもの	身体障害者手帳所持者であって、総合等級が1級または2級であり、かつ、下肢機能障害が1級から4級までのもの
その他区長が必要と認める者	身体障害者手帳所持者であって、体幹機能障害が1級から3級までのもの
	身体障害者手帳所持者であって、移動機能障害が1級から3級までのもの
	身体障害者手帳所持者であって、視覚障害が1級又は2級のもの
	身体障害者手帳所持者であって、聴覚障害が2級又は3級のもの
	人工呼吸器を利用している者であって、別に、区に名簿登載の申し込みをしたもの
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、かつ、その障害の等級が1級または2級であって、別に、区に名簿登載の申し込みをしたもの
	その他区長が必要と認める者

(2) 地域共有名簿

- 区は、上記（1）の対象者のうち、個人情報の共有を希望しない者を除いた「地域共有名簿」（豊島区防災対策基本条例（平成25年豊島区条例第6号）第15条第4項に基づく登録名簿）を作成し、地域防災組織または民生委員、警察署、消防署・消防団、社会福祉協議会等へ提供し、必要な個人情報を共有する。
- 各団体は名簿管理者を指定し区へ報告するとともに、個人情報の取扱いに厳正に注意し、保管する。名簿は、原則1年に1回更新する。

3 避難支援等関係者の支援の推進

- 地域防災組織を中心とした避難支援等関係者を支援するため、区は地域共有名簿配付にあわせて避難行動要支援者等の支援の手引きを作成・配付する。
- また、各地域に配置されるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）（*8）は、避難行動要支援者等の避難支援の体制づくりに参画し、地域の実情にあった協力体制の構築に努める。

4 避難行動要支援者等の避難態勢の整備

- 救援センターでの避難生活が困難な要配慮者を受け入れるため、各救援センターに福

祉室を設けるとともに、特別な設備等を要する避難行動要支援者等向けに、福祉救援センターを設置する。

- また、災害発生後も自宅にとどまる避難行動要支援者等への支援態勢を検討する。

【参照：第2部 災害応急対策計画 第10章 避難者対策】

5 総合的な防火防災診断

- 区は、消防署が実施する総合的な防火防災診断に積極的に協力し、震災時における室内の安全確保、火災発生の未然防止、その他家庭内における各種事故防止に努める。

第2 地域における安全体制の確保

1 地域による協力体制づくりの推進

(1) 地域防災組織による避難行動要支援者等対策への支援

- 区は、地域防災組織に対して、避難行動要支援者等の支援の手引きを配付し、支援体制を整えるほか、避難行動要支援者等を含めた震災対策訓練の実施の指導とともに支援する。
- また、町会、自治会、民生委員、警察署、消防署等の連携及び協力により避難行動要支援者等の安否確認、援護体制が整備されるよう、区は、関係者による連絡会の設置・運営を検討する。

(2) 平常時の見守り体制の基礎づくり

- 区は、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）での専門的な支援の充実と、地域住民による身近な見守り活動の充実を図り、相互の連携をめざす。
- 平常時の福祉・救急対策事業として取り組んできた、ひとり暮らし等で、65歳以上の虚弱な高齢者や重度身体障害者の安全を確保するため、病気等の緊急時に通報できるシステムの整備を継続して進めるとともに、震災復興期等においても一層の活用を図る。

(3) 地域との情報共有化の推進

- 地域における身近な見守り活動を活発化させるため、個人情報保護に配慮しながら、必要な情報を区から地域に提供する仕組みづくりを進める。

(4) 地域が一体となった協力体制づくりの推進

- 地域の力で「安全・安心」を高めるセーフコミュニティ活動と連携し、避難行動要支援者等を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。
- 社会福祉施設等の被災に備え、町会・自治会・防災市民組織、近隣事業所、ボランティア等による協力体制づくりを推進する。コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、普段から社会福祉施設の状況把握に努め、協力体制づくりを援助する。

2 事業者の連携による体制の充実

- 区は、区立福祉施設等の支援可能な施設の運営及び福祉サービスを提供する事業者の連携及び協力により避難行動要支援者等の援護体制が整備されるよう、事業者との協議及び協定の締結等を進める。

第3 社会福祉施設等の安全対策

1 社会福祉施設等と地域の連携

- 施設等入所者の迅速な避難のためには、施設関係者だけではなく周辺地域の協力が不可欠である。東京消防庁（消防署）は、施設と周辺地域の事業所、町会等との間及び相互施設間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。

2 防災訓練の充実

- 地震を想定した救出救護訓練を取り入れるなど、施設の使用実態に沿った適切な防災行動を習得できるよう訓練内容の充実を図る。

第6節 ボランティア【総務部・保健福祉部・都市整備部・社会福祉協議会・消防署・都都市整備局・都生活文化局・都建設局】

第1 基本方針

- 災害時におけるボランティア活動は、被災地の人々の生活の安定と再建を図る上で重要な役割を担う。発災時に、ボランティアの協力を広く求めるため、今後、ボランティア意識の高い社会づくりに努める必要がある。
- また、平常時から行政と各機関との間に信頼関係を確立し、連携協力の仕組みを構築していく。

第2 区におけるボランティア

1 ボランティア意識の醸成等

- 区が実施する様々な研修の場や広報等を活用し、平常時からボランティアの社会的意識等を啓発し、それらの場を利用して平常時よりボランティア希望者の把握に努める。
- また、保健福祉部と豊島区民社会福祉協議会は、協力して次の整備を図る。
 - (1) ボランティアの支援体制、活動マニュアルの整備
 - (2) ボランティア情報の交換
 - (3) 区とボランティアの協力・連携関係を明確にし、より強化するための協定の締結

2 ボランティアの受け入れ体制

- ボランティアには、通訳業務等一定の知識、経験や特定の資格を要するボランティアと、特別な資格を必要としない様々なボランティアがある。
- 区は、今後それぞれの活動形態に対応した受け入れ体制やボランティア活動拠点（豊島区災害ボランティアセンター）の整備に努めるとともに、当初から高齢者、障害者支援ボランティアの募集に配慮する。

3 都との連携

- 区は、平常時からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、さらに効果的な連携のための体制づくりを推進する。

第3 都におけるボランティア

1 一般ボランティアの活動支援に係る東京ボランティア・市民活動センターとの連携

- 大規模災害における被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を支援するため、

平常時より市民活動団体等を含め、相互に連携を図る。

所管	活 動 内 容
都生活文化局	○ 東京ボランティア・市民活動センターとの連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 ○ 平常時から東京ボランティア・市民活動センターを中心に、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築

2 東京都防災ボランティア等との連携

- 都は、平成7年5月「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用している。

所管	要 件	活 動 内 容	備 考
都生活文化局	《東京都防災（語学）ボランティア》 一定以上の語学能力を有する者（満18歳以上の都内在住、在勤、在学者）	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援する。	登録者数 15言語762名 （平成28年度末現在）
都都市整備局	《被災建築物応急危険度判定》 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士又は知事が特に必要と認めた者であって、都内在住又は在勤者	余震等による建築物の倒壊等の二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定する。	令和元年度 豊島区在住 登録者数 191名
都都市整備局	《被災宅地危険度判定》 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）又は都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する設計資格を有する者	災害対策本部が設置される規模の地震等、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施する。	
都建設局	《建設防災ボランティア》 公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者	建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握等	

3 交通規制支援ボランティアとの連携

- 警視庁は、大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」につ

いて、平成8年8月から運用を開始している。

- 「交通規制支援ボランティア」は、警察署長からの要請により、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置などの活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機滅灯時の対応の強化を図っている。

所管	要 件	活 動 内 容
警視庁	警察署の管轄区域内に居住し、または活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者	○ 大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置を行う活動 ○ 平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動 ○ その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動

4 東京消防庁災害時支援ボランティアの育成及び活動

- 豊島、池袋消防署（東京消防庁）では、平成7年から震災時に消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集及び育成を実施している。平成18年1月には「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、その活動範囲を震災以外の大規模自然災害等まで拡大し、災害対応の強化を図った。
- また、災害時支援ボランティアが災害時に減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー及びコーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し、豊島、池袋災害時支援ボランティアの一層の充実強化を図る。さらに、救助資器材を整備し、震災時の消防隊と連携した活動能力向上を図る。
- 各署災害時支援ボランティアは、東京消防庁管内に震度6弱以上の地震や大規模な自然災害、大規模な災害等の発生を知った場合には、事前に登録した豊島、池袋消防署へ活動ができる準備をして、自発的に参集し、消防活動を支援する。

所管	要 件	活 動 内 容
東京消防庁	原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において消防活動支援を行う意志がある15歳(中学生を除く。)以上の者で次のいずれかの要件を満たす者 (1) 応急救護に関する知識を有する者 (2) 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者 (3) 元東京消防庁職員 (4) 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者(消防設備士、危険物取扱者等)	災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、以下の支援活動を実施 (1) 応急救護活動 (2) 消火活動の支援 (3) 救助活動の支援 (4) 災害情報収集活動、消防用設備等の応急措置支援 (5) 参集受付、チーム編成等の消防署内での活動 (6) 消防署内での後方支援活動 (7) その他、必要な支援活動 平常時には、以下の活動を実施 (1) 災害時の活動に備え、各種訓練、行事への参加 (2) チームリーダー以上を目指す人を対象とした「リーダー講習」、「コーディネーター講習」、「震災時消防活動支援特別講習」への参加 (3) 地域の防災リーダーとして、地域の防火防災訓練における指導 (4) その他、登録消防署の要請による活動

第7節 防災意識の高揚【総務部・警察署・消防署・都水道局・都福祉保健局・都総務局・都教育庁・(株)NTT東日本・首都高速道路(株)・東京地下鉄(株)・東京ガス(株)・東京電力パワーグリッド(株)・豊島ケーブルネットワーク(株)】

区及び防災関係機関は、職員に対する防災教育の実施とともに、区民等に向けた防災思想の広報・普及活動に取り組み、防災意識の高揚を図る。

第1 防災広報の充実

1 各防災機関による広報内容

区分	内 容
区	(1) 区広報紙による周知 (2) 印刷物等による周知（防災地図・ハザードマップ等） (3) ホームページによる周知 (4) SNS等による周知 (5) 防災用品展示による周知 (6) 映画・ビデオによる周知 ・ 防災懇談会等に映画フィルム・ビデオテープを貸出し ・ 区で防災意識啓発のためなどのビデオを作成、地域防災組織、商店街及び区立小中学校へ配付したほか、区施設窓口において貸出し等を実施 ・ 区の防災の取り組みのビデオを制作、CATV等で放送したほか、広報課において貸出しを実施 (7) その他 ・ 高齢者・障害者に対して、本人が可能な範囲での応急救護措置の実施のための知識普及 ・ 保健所の乳幼児健康診査の際に、パンフレットを利用した家庭防災チェックを実施 ・ 新生児家庭訪問事業の一環として、家庭内の防災指導を実施 ・ 区立中学校の三年生を対象とした普通救命講習を実施 ・ 地域防災組織の役員等を対象とした救援センターの運営学習会を実施（プライバシー確保、男女双方の視点導入等）
警察署	(1) 広報内容 ・ 地震、津波に関する一般知識 ・ 事前に区民等のとるべき措置 ・ 地震発生時の対応措置 ・ 地震発生時の警視庁の諸活動 ・ 大震災対策のための心理学的調査研究結果 (2) 広報手段及び方法 ・ 自主防災組織、町会、自治会等を通じての地域住民への働きかけ ・ 幼稚園、学校等に対する積極的な働きかけ ・ 事業者等に対する積極的な働きかけ ・ 防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じての広報活動 ・ 運転免許更新時における広報紙誌の配布 ・ 防災相談コーナーの設置 ・ ホームページを通じた広報活動 (3) 広報媒体 ・ パンフレット（日本語・英語） ・ 震災パネル

区分	内 容
消 防 署	(1) 防災広報の充実 - 地震、津波に関する一般知識 - 事業所の震災対策 - 出火防止及び初期消火並びに応急救護の知識 - 室内、戸外、高層ビル、地下街等における地震発生時の心得 - 災害情報の入手の方法 - 非常食料、身の回り品等の準備の心得 - 救助救護の方法 - 避難方法及び避難時の心得 - 水道・電気・ガス・電話等の震災時の心得 - 消防防災資料センター（消防博物館）及び都民防災教育センター（防災館）の常設展示等 - 東京消防庁のホームページ、同モバイルホームページ、SNS、豊島・池袋消防署ホームページ及び各署メールマガジンでの広報 - チラシ、小冊子等広報印刷物、報道機関への情報提供を通じて、防災知識、応急救護知識の普及 (2) 防災教育の充実 ア 防災教育の推進 - 地域防災組織、女性防火組織、消防少年団等を育成し、各対象に合わせた効果的な防災教育を推進して、防災意識と防災行動力の向上を図る。 - 都立高校等では、宿泊防災訓練を含め総合的な防災教育を推進する。 - 中学生を対象に軽可搬消火ポンプの体験学習を実施し、中学生と地域社会人が連携した総合的な防災教育を推進する。 - 児童・生徒を対象とした「はたらく消防の写生会」の開催や防火防災標語の募集による防災教育を推進する。 - 教育機関等と連携した幼児期からの総合防災教育を推進する。 - 避難行動要支援者等の防災行動力を高めるための訓練の推進 イ 都民防災教育センター（池袋防災館）の活用及び整備 - 住民、地域防災組織のリーダー、事業所の防災担当者が防火・防災に関する知識や消火技術、応急救護技術等の実践的な行動力を体得する。 - 消防団を対象とした災害対応訓練、町会等の防災市民組織を対象とした初期消火訓練、事業所の防火管理者や自衛消防隊のリーダーを対象とした屋内消火栓の操法・放水訓練、応急救護訓練等を実施する。 - 風水害に関する知識の普及及び暴風雨の疑似体験を通じて、防災行動力の向上を図る。 ウ 応急救護知識及び技術の普及 - 住民や事業所を対象に、応急救護知識及び技術の普及を図り、事業所での応急手当ての指導者を養成することで、自主救護能力の向上を図る。 - 都民に対して、AEDの使用法を含めた救命講習を実施する。 - 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨する。 エ 地域における防災意識の啓発 「地震に対する10の備え」や「地震その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出及び応急救護の知識等に係る内容を、ホームページに掲載する等の広報を実施する。 「防火防災診断」（要配慮者の自宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行うこと）を実施する。

区分	内 容
消防署	- 地域の町会等を対象とした講演会、座談会及び映画会等を開催し、防災意識の啓発を図る。 - 関係団体と連携した効果的な啓発活動を展開する。 オ 事業所における防災意識の高揚 - 事業所における風水害の軽減を図るには、管理権原者、防火管理者等に対して、その重要性を認識させる必要があることから、防火・防災管理講習、消防計画作成時をとらえ、防災意識の高揚を図る。 カ 区と連携した防災教育の推進等では、次の内容について実施する。 - 災害履歴、地形図、浸水予想区域図、洪水ハザードマップ等を参考として、地域の防災対策に関して情報を提供する。 - 家庭等で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育の実施
都水道局	(1) 広報内容 - 地震発生に際しての水道局の応急対策 - 水の備蓄方法及び備蓄が必要な理由 - その他、地震発生後に必要な注意事項等 (2) 広報の方法 「地域水道ニュース」「水道・くらしのガイド」各種パンフレット、ホームページやツイッター等による自主広報や、都、区等の各機関に働きかけ、広報紙、パンフレット等に掲載依頼する。 - 水道週間等の行事や、都・区等の各機関の集会、研修会等場等を積極的に利用する。 - 都の提供するラジオ、テレビ番組をはじめ、出版及び報道機関の防災特集や生活情報、都や防災機関の防災広報映画の企画に働きかけるなど、視聴覚媒体を活用した広報の実施を図る。
都福祉保健局	(1) 医療救護活動ガイドライン等の作成と研修の実施 - 災害時の医療救護活動等に関するガイドラインやトリアージテキスト等を作成し、マニュアルに基づく研修会（トリアージ研修会、身元確認に関する歯科医師研修会等）を実施する。 (2) 病院における防災意識の高揚 「防災週間」にあわせて、都内全病院に訓練指針等を周知していく。 - 高齢者施設等へも同じく周知する。
都総務局	(1) 防災広報パンフレットの配布 (2) 東京都防災ホームページや東京都防災ツイッター等の活用 (3) 防災展の開催 (4) デジタルサイネージの活用 池袋を含む都内4か所の大型映像ビジョンで、屋外大型ビジョンコンテンツ制作会社の協力により、静止画による平常時の広報を実施。
都教育庁	学校での大震災への事前の備え、災害発生時対応、教育活動の再開や避難所としての対応を周知するため、「学校危機管理マニュアル」を作成している。

区分	内 容
N T T 東 日 本	○ 災害が起きると安否の問合わせ等の電話が集中し、電話がかかりにくくなってしまう。その際のNTTの対処方法と利用者への周知は次のとおりである。 (1) 対処方法 ・ 重要通信確保のため一般の利用を制限することがある。 ・ 加入電話から通信できない場合でも緑色及びグレーの公衆電話からは、かかりやすくする。 ・ 家族の安否確認やお見舞い等で、電話がかかりにくくなる。このような時は、災害用伝言ダイヤル「171」を利用するよう周知する。 (2) 利用者への周知 ・ 受話器がはずれた場合、元に戻すこと。 ・ テレビやラジオで正確な情報を知ること。 ・ 電話がかかりにくい時は、しばらく待ってからかけること。 ・ 電話がつながっても話は手短かにすること。
首都 高速 道路 株	<お客様等に対する広報> ○ 災害発生時におけるお客様等の適切な判断及び行動に資するため、各種の防災関連行事等を通じて、特に、道路交通対策、防災対策に関する知識、避難対応等に関する事項等各種の災害・防災に関する情報をお客様に周知するよう、首都高ホームページ、パンフレットの配布等による広報を実施し、平常時における防災知識を普及する啓発活動を推進する。
東京 地下 鉄 株	(1) 一般広報 ・ 災害に関する一般的知識と防災知識の普及徹底を図るため、関係機関と緊密な連絡をとるとともに、平素からメトロニュースの配付等により、災害時における旅客の避難誘導が円滑に行われるよう配慮している。 (2) 職員に対する教育 ・ 通信、交通の途絶した最悪の状態を考慮すると個々の職員の自主的判断と臨機応変の措置が、人命や施設の損傷を左右するうえにおいても極めて重要である。 ・ 従って、職員に対して平素から災害に関する基礎知識、災害発生時の初動措置要領、心構え等について、計画的に教育訓練を実施し、その徹底を図っている。
東京 ガス 株	(1) 広報内容 ・ 警戒宣言発令時及び地震発生時の心得と望ましい行動について ・ ガス臭い時の行動とガス会社への連絡について ・ 各種安全システムの紹介とガス栓・消費機器の改善について ・ 東京ガスの防災体制について (2) 広報活動 ・ お客さまとの対面時等に、「地震発災時のお願い」等を記載したチラシやパンフレットを配布し説明する。 ・ マイコンメーターの復帰操作について説明するビデオ・テープ等を予め報道機関へ配布する。 ・ 周知・PR用のビデオを作成し、学校や地域防災団体等に貸し出す。 ・ 行政・警察・消防・外部機関等の展示会・講演会に参加し、防災の知識について周知する。

区分	内 容
東京電力パワーグリッド(株)	(1) 電気事故防止PR ○ 災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。 ・ 無断昇柱、無断工事をしないこと。 ・ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。 ・ 断線、垂下している電線には絶対にさわらないこと。 ・ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。 ・ 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。 ・ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。 ・ その他の事故防止のための留意すべき事項。 (2) PRの方法 ○ 電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関やインターネットを利用するほか、ポスター、パンフレット、チラシ等を作成・配布し、認識を深める。
豊島ケーブルネットワーク(株)	(1) 広報内容 ・ 気の安全が確認されるまでTV・PCのプラグを抜いておく ・ 電気の安全確認後の再設定・再起動方法 ・ ケーブル切断時の対処方法 (2) 広報活動 ・ コミュニティチャンネル・一斉メールによる告知 ・ 営業時、災害対策に関するチラシ等の配布

2 職員等に対する教育

区分	内 容
区	・ 研修会等を通じて、防災計画、防災態勢等及び男女双方の視点に配慮した対策等について知識の修得を図る。 ・ 職員用「災害応急対策マニュアル」を作成し全職員に配付する。
消防署	消防団員への教育 ・ 特別区の消防団員の訓練及び礼式に関する規則及びその他の関係規程等に基づき、新入団員教育、一般教育、幹部教育及び任務班別教育に分けて実施している。 ・ 特に、大地震災害時における消防団の活動体制の確立と消防署との連携を図るため、震災消防訓練を消防署と合同により実施している。

3 観光客への防災情報の提供

- 都は、公益財団法人東京観光財団や各種観光関連団体と情報交換し、東京観光情報センター等において、観光客に対して防災情報の提供を行う。

4 児童、生徒等に対する防災教育

- 幼稚園、小・中学校においては、園児、児童、生徒及び保護者の防災意識を高めるため、実践によって防災指導の徹底を期する。

- 校長は、災害発生時において予想される諸事態に対処できるよう、学校の実態、地域の状況に応じて具体的な防災計画を確立し、定期的な防災訓練、父母会等を通じて保護者に周知徹底を図る。

5 地域の防災行動力の向上

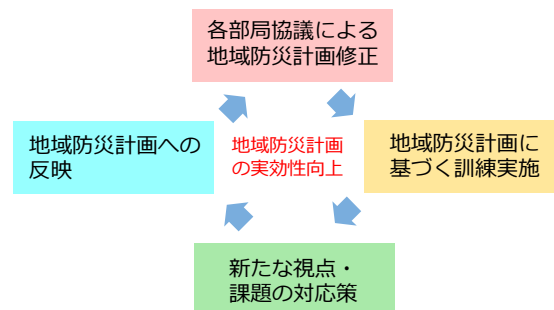
- 地震災害や風水害の自然災害等に対する都民、事業所等の地域の取り組みに対し、優良で他の模範となる事例について、「地域の防火防災功労賞制度」により表彰する。
- この制度を通じて事業所、町会等との連携方策をより一層推進し、地域の防災行動力の向上を図る。

6 地域、防災機関等と学校の連携による防災教育の推進

- 都民防災教育センター（防災館）等を拠点として、地域の防災教育を広める。

第8節 防災訓練の充実 【総務部・警察署・消防署・東京電力パワーグリッド(株)・東京地下鉄(株)・東京ガス(株)・NTT東日本・池袋駅周辺混乱防止対策協議会・その他関係機関】

区は、地域防災計画、池袋駅周辺地域都市再生安全確保計画及び業務継続計画に基づき、防災関係機関等と連携した効果的で実践的な訓練を実施し、区全体の防災対応力や地域防災力の向上に取り組む。また、訓練の成果を防災対策の強化充実につなげるPDCAサイクルを確立し、地域防災計画等の実効性を高めていく。



第1 総合・合同防災訓練の実施

1 目的

- 大地震の発生を想定し、地域住民及び各機関等が一体となって、訓練の実施を通して、防災計画の習熟、協力体制の確立、防災行動力、防災意識の一層の向上を図る。
- また、災害時には女性リーダーの存在が欠かせないため、訓練時から女性の参画を促していく。

2 区分

- (1) 発災対応型訓練
- (2) 予知対応型訓練
- (3) その他

3 参加機関

- (1) 区
- (2) 地域防災組織、区民
- (3) 警察
- (4) 消防（消防団を含む）
- (5) 都機関
- (6) 防災関係機関
- (7) 小・中学校等

4 訓練内容

- (1) 豊島区災害対策本部組織による訓練
- (2) 街区を活用した発災対応型訓練
- (3) 地域合同防災訓練
- (4) 警戒宣言対応等に係る訓練
- (5) 個別事業所における訓練

第2 帰宅困難者対策訓練の実施

1 目的

- 大規模地震や停電が発生した場合、交通機関が停止し、池袋駅周辺には多数の帰宅困難者が発生することが予想される。
- 区は、池袋駅周辺混乱防止対策協議会との連携により、こうした事態を想定した訓練を実施し、区、鉄道事業者、集客施設事業者等の各機関が連携して池袋駅周辺の混乱防止に努めるとともに、訓練参加者へ防災意識の啓発を図る。

2 参加機関

- (1) 区
- (2) 区民、町会、商店会
- (3) 鉄道事業者
- (4) 集客施設事業者
- (5) 物資輸送業者
- (6) 都機関
- (7) 学生
- (8) 通訳ボランティア
- (9) 防災関係機関

3 訓練内容

- (1) 災害対策本部の開設・運営
- (2) 現地連絡調整所、情報提供ステーション、備蓄物資集積・配分所の開設・運営
- (3) 一時滞在施設の開設・運営
- (4) 訓練参加者の一時滞在施設への誘導
- (5) 備蓄物資の集積・配分

第3 地域防災訓練の実施

各種の防災広報のほか、地域防災訓練等を実施することによって防災意識の高揚を図る。

- 1 初期消火訓練
- 2 応急救護訓練
- 3 避難誘導訓練
- 4 給食給水訓練
- 5 発電機操作訓練
- 6 安否確認訓練
- 7 要配慮者誘導訓練
- 8 起震車その他の訓練
- 9 映画会・座談会・講演会

第4 防災関係機関の訓練

1 訓練内容

- (1) 防火防災訓練【主催：消防署】

- 地震時の各種災害に対処するため、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、住

民、事業所等を対象として基本的防災訓練を個別に行うとともに、連携活動を重視した総合訓練や発災対応型防災訓練を実施する。

- また、建物倒壊や電車脱線等による多数の死傷者が発生する救助救急事象及び大規模な市街地火災に対処するため、医療機関、民間団体等との協力体制を確立し、連携活動を重視した総合訓練を実施する。

参加機関	訓練項目	実施時期及び場所
消防団	(1) 情報活動訓練 ○ 参集（情報収集及び初動措置） （災害対応訓練） ○ 情報整理及び通信運用訓練 (2) 部隊編成訓練 (3) 消火活動及び救出・救護活動訓練	○ 年間教育訓練計画を樹立し実施するほか、随時、町会、自治会等と総合的に実施する。
災害時支援ボランティア	(1) 応急救護活動訓練 (2) 災害情報収集訓練 (3) 消火活動の支援訓練 (4) 救助、救急活動の支援訓練 (5) その他の支援活動訓練	○ 防災週間、防災とボランティア週間の時期をとらえ、消防署等において、講習会、総合訓練等を実施する。
住民	(1) 出火防止訓練 (2) 初期消火訓練 (3) 救出訓練 (4) 応急救護訓練 (5) 通報連絡訓練 (6) 身体防護訓練 (7) 避難訓練 (8) 町会指揮本部運営訓練 (9) 安否確認訓練 (10) 発災対応型防災訓練 (11) その他の訓練	○ 救命講習を含む基本的訓練は、年間防災訓練計画を作成し実施する。集合型の総合訓練とともに街区を活用した発災対応型防災訓練の実施にも努める。
事業所	(1) 出火防止訓練 (2) 防護訓練 (3) 消火訓練 (4) 救出救護訓練 (5) 避難訓練 (6) 情報収集訓練	○ 事業所防災計画等に基づいて訓練計画を樹立し、事業所防災訓練を実施する。 ○ また、そのうち一連の訓練を総合訓練として実施する。
医療機関	(1) 現場救護所等の設置・運営訓練 (2) 傷病者の緊急度に応じた分類（トリアージ）及び救急処置並びに搬送訓練	○ 防災週間における総合防災訓練において実施するほか、火災予防運動期間等において連携した訓練を実施する。

(2) 発災対応型防災訓練の推進

ア 発災対応型防災訓練の必要性

- ・ 震災等の大規模な災害が発生した場合、公的機関の限られた人員と資器材のみに頼るのではなく、被害を最小限にとどめるため、災害初期の段階から、町会単位で指揮

本部を立ち上げ、様々な情報を収集・整理して、町会として効果的に活動できるようにしておくことが重要となる。

イ 事前準備

(ア) 防災マップの作成

- ・ 町会区域内の災害時危険箇所や消火器、AED等の設置場所、安否確認が必要な人（希望者）等の災害時に必要な情報を記入した防災マップを作成し、町会員で情報共有を図っておくことが、防災活動を効果的に行う上で重要である。

(イ) 事前の役割分担

- ・ 事前に町会指揮本部、情報班、救助班、応急救護班等を指定しておき、適宜修正を行っておく。
- ・ 災害時には事前計画どおりに参集できないことも想定されることから、柔軟に対応できるよう準備しておく必要がある。

ウ 各班の役割

(ア) 町会指揮本部

- ・ 指揮本部長（町会長・防災部長等）が、情報収集（安否確認）、消火、救助、応急救護等の各班に対し、具体的な活動内容を指示する。

(イ) 情報収集班（安否確認班）

- ・ 町会等の被災状況や逃げ遅れ情報等を迅速に指揮本部に報告する。

(ロ) 消火班

- ・ 指揮本部の指示により、D級ポンプ、消火器、スタンドパイプ等を活用し、火災対応を行う。

(ハ) 救助班

- ・ 指揮本部の指示により、バール、ハンマー、のこぎり等の資器材を活用し、倒壊した家屋や家具の下敷きなど、救助を求めている方を救出する。

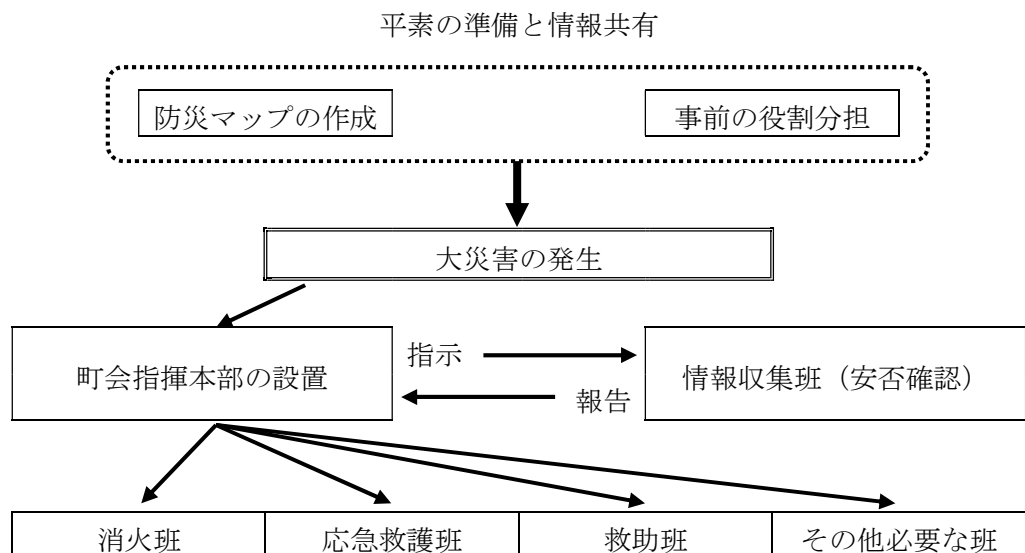
(ニ) 応急救護班

- ・ 指揮本部の指示により、指揮本部付近に救護所を設定し、負傷者に対して応急手当を行う。

(ホ) その他

- ・ 各班員が不在の場合の支援体制を確保する。

エ 活動体系図



オ 街区を活用した発災対応型訓練

- 集合型の訓練とは異なり、実際に住んでいる町会規模等の街区を活用して、事前に想定を教えず、そこで発災した事象に住民自らが対応していく訓練である。
- 町会指揮本部を設置し、情報収集班などから得た情報に基づき、誘導、救助、消火、応急救護等を指示するとともに、消防団と連携して活動する総合的な訓練である。

(3) 警備・交通規制訓練〔主催：警察署〕

ア 訓練日時

- 9月1日の震災警備総合訓練及び宿直時間帯における初動措置訓練等、年間を通じて区及び地域住民と協力して随時実施する。

イ 訓練項目

- (ア) 警備要員の招集及び部隊編成訓練
- (イ) 情報収集伝達訓練
- (ウ) 警備本部設置訓練
- (エ) 交通対策訓練
- (オ) 避難誘導訓練
- (カ) 広報訓練
- (キ) 救出救護訓練
- (ク) 通信伝達訓練
- (ケ) 装備資器材操作訓練

ウ 参加機関

区、関係防災機関、防災市民組織、地域住民、事業所等

(4) 各機関別個別訓練

主 催	内 容
東京電力パワーグリッド(株)	○ 災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常災害にこの計画が有効に機能することを確認する。
東京地下鉄(株)	○ 防災の日、防災週間及び各種運動期間中に次のような訓練を行う。 (1) 非常招集訓練 (2) 初期消火訓練 (3) 情報伝達訓練 (4) 旅客避難誘導訓練 (5) 救出救護訓練 ○ また、関係自治体、警察署、消防署等が実施する総合防災訓練に積極的に参加する。
東京ガス(株)	○ 各事業所は、ガス供給設備、又はガス供給上の事故による二次災害の防止に努めるため、非常災害対策関係諸規則等に基づき、各種防災訓練を年1回以上実施する。 (1) 地震時の出動訓練 (2) 地震時の緊急措置及び通報連絡訓練 (3) 地域内の支店・他部所との応援体制訓練 (4) 災害発生を想定した応急措置、復旧計画訓練 (5) 豊島区及びその他公共機関が実施する防災訓練への参加

主 催	内 容
N T T 東 日 本	○ 防災を円滑にかつ迅速に実施するため、年1回以上、下記訓練を実施している。また、区で行う防災演習にも参加している。 (1) 情報伝達訓練 ・ 被害状況等の伝達訓練 (2) 非常招集訓練 ・ 勤務時間外の非常招集訓練 (3) 災害時における通信疎通確保 ・ 災害時措置計画の作成及び補正 (4) 各種災害対策用機器の操作運用訓練 (5) 電気通信設備等の災害応急復旧訓練

第 2 章 地 震 に 強 い 都 市 づ く り

第 1 節 基 本 方 針

「逃げないですむまち、安全で安心して住めるまち」の実現に向けて、地震に強い都市構造への転換及び安全な都市づくりを推進する。

第 2 節 木造密集市街地における防災都市づくりの推進 【都市整備部】

- 豊島区には、区面積の約4割を占める木造住宅密集地域が分布し、大規模地震等による被害を拡大する危険性がある。
- このため、延焼遮断機能を高め、建築物の不燃化・耐震化、狭あい道路の拡幅や空地の確保などにより木造住宅密集地域の改善整備を進め、災害の予防と被害の拡大を防止していく。また、被災から早期に都市を復興する準備を事前に進めていく。

第 1 居住環境総合整備事業

- 老朽住宅の密集、公共施設の著しい不足等により、居住環境の整備及び良質な住宅の供給が必要と認められる住宅市街地において、老朽木造建築物等の建替え促進、未接道や狭小敷地の解消、道路・公園・広場等の整備を促進することにより、居住環境を改善し、良好な市街地住宅の供給と防災機能の向上を図る。

【参照：居住環境総合整備事業等地区一覧(資料編 II 震災対策編第1部p. 13)】

第 2 木密地域不燃化10年プロジェクト

- 東京都は、平成24年1月に「木密地域不燃化10年プロジェクト」実施方針を策定した。首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、都内の木密地域を早期に「燃え広がらない・燃えないまち」にするため、10年間（令和2年度まで）の集中的・重点的な取り組みを定めたものである。
- 取組の柱は、①都と区が連携した市街地の不燃化の促進（不燃化特区）、②都が行う延焼遮断帯となる都市計画道路の整備（特定整備路線）、③地域における防災まちづくりの気運の醸成の3点である。
- 豊島区内では、5路線7区間（約5.4km）の特定整備路線が選定され、この沿道を中心として5地区の不燃化特区の指定を受けている。不燃化特区では、建替え促進助成や老朽建築物除却助成などによる不燃建築物への建替え促進、防火規制の強化など、支援策と規制・誘導策を重層的に実施し、早期に、延焼による焼失をゼロ（不燃領域率70%）とすることを目標とする。

【参照：東京都不燃化推進特定整備地区一覧（資料編 II 震災対策編第1部 p. 13）】

第 3 都市防災不燃化促進事業

- 防災上重要な避難地、避難路、延焼遮断帯の周辺を「不燃化促進区域」に指定し、この区域内で耐火建築物を建築する者に対して建築費等の一部を助成することで不燃化建替えを促進する。これにより市街地の延焼遮断機能を高め、大地震に伴い発生する火災から、

区民の生命、身体を安全を確保する。

- 豊島区では、雑司が谷墓地周辺地区（平成15年度終了）及び立教大学周辺地区（平成8年度終了）で事業を実施し、避難地周辺の不燃化が進み地域の安全性が向上した。
- 現在、特定整備路線（補助26・172・73・82・81号線）の沿道30mの区域においても事業を導入し、東京都施行の街路事業にあわせて沿道建物の不燃化を促進することにより、避難路及び延焼遮断帯としての機能を早期に確保する。

【参照：都市防災不燃化推進特定地区一覧（資料編Ⅱ 震災対策編第1部p.14）】

第4 新たな防災生活道路の指定等

- 延焼遮断帯に囲まれた市街地において、緊急車両の通行や円滑な消火、救援活動及び避難を可能とする防災上重要な道路を、東京都の「防災都市づくり推進計画」に防災生活道路として位置付け、その沿道の不燃化建替えを促進する。

第5 再開発等による木密地域の面的な改善整備

- 老朽化した木造建造物が密集し、宅地が細分化された地域及びその隣接地域において、宅地及び敷地を共同化して、不燃化された中高層の建築物に建替え、併せて道路、公園等の公共施設を一体的に整備する。

1 都市計画道路の整備と沿道まちづくりの推進

(1) 補助81号線（東池袋四・五丁目地区）沿道まちづくり

- 補助81号線の整備にあたり、東京都の街路事業と都区協働の沿道まちづくりを一体的に実施し、木密地域の改善整備を進めている。
- これまで、2街区で任意の共同化事業が完了し、東池袋五丁目地区第一種市街地再開発事業が着手した。また、東池袋四丁目2番街区第一種市街地再開発事業の都市計画決定（平成29年3月）をした。今後も沿道街区の面的な改善整備を進めていく。

(2) 特定整備路線の街路事業と連携した生活拠点の整備

- 木密地域不燃化10年プロジェクトにより、豊島区内では5路線7区間（約5.4km）の特定整備路線が選定され、事業化されている。
- この街路事業に伴い変化する市街地環境を改善するため、路線沿道や路線に近接する鉄道駅周辺地区において、街区再編や共同化などの手法を活用して、地域特性を踏まえたまちづくり事業を実施していく。

2 造幣局周辺まちづくりの推進

- 造幣局東京支局移転後のまちづくりを推進し、文化と賑わいの創出による新たな拠点を形成するとともに、防災公園を整備し、隣接する木造住宅密集地域における防災性の向上と、周辺防災施設との連携や帰宅困難者の受入による防災機能の強化を図る。
- 造幣局南地区では、造幣局跡地の一部を活用した共同化事業を推進し、木密地域の連鎖的な改善整備を進めていく。

第6 防災性を高めるみどりの創出

- 木造住宅密集地域では、小規模な空間でも樹木による火災の延焼抑制効果が期待できるとともに、身近な地域の防災活動にも活用できることから、小規模広場の確保によるみど

りの減災・防災対策を進める。

第7 事前復興

- 被災後の復興まちづくりを円滑に進めるため、住民参加によるワークショップ形式の復興まちづくり模擬訓練を継続的に実施し、震災復興マニュアルや事前復興ビジョンを充実させる。

第3節 オープンスペースの確保 【都市整備部・教育委員会事務局教育部】

第1 公園の整備

- 災害時に区民の安全を確保し、火災延焼を防止するため、身近なオープンスペースを早急に確保する必要がある。
- そのため、被災場所から一時的に集合し、町会（地域防災組織）等の自主的な消火や救出・救護などの地域活動の場ともなる一時集合場所として、公園を計画的に整備していく。整備にあたっては、地域バランスを考慮しながら、防災面での有効性が高い0.5ha以上の公園整備を推進する。
- また、公園の整備とあわせて、災害時の自主的な地域活動を支える消火貯水槽や災害用トイレ、かまどベンチ等の設置を、区の防災部局と検討し必要に応じて整備するとともに、その防災施設の維持管理に取り組む。

第2 区全体の防災拠点となる公園の整備

- 造幣局東京支局移転後跡地では、区全体の防災拠点として約1.7haの防災公園を整備し、平常時とともに発災後の段階に応じた防災機能を発揮できるよう公民連携による維持管理に取り組む。

第3 学校の校庭等の整備

- 学校の校庭は、児童・生徒の教育活動の場であるとともに、災害時には救援・救護活動の拠点及び救援センターの役割等を果たすため、防災拠点として重要な機能を確保する。
- 救援センターとしての安全性を高めるため、区立小中学校の校庭をはじめとする校地等の整備を促進する。
- 区（教育部学校施設課）は、学校改築時等に防災トイレ及び防災井戸を整備する。
【参照：校地等の整備状況（資料編Ⅱ 震災対策編第1部p.14）】

第4 オープンスペース等利用計画の策定

- 都は、事前に、震災時の避難誘導、救出・救助、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧等の応急対策活動に供する土地及び家屋の確保に努めることを条例で定めている。

第5 ヘリサインの整備

- 区は、所有する建築物等の屋上にヘリコプターから視認できる施設名を表示する取り組みを推進する。

第4節 道路・橋梁の整備 【都市整備部・都建設局】

第1 道路の整備

- 救援消防活動に有効な地区レベルでの道路の整備を進め、地区道路網の形成を図る。
- 延焼遮断帯としての機能をもつ道路及び避難道路に指定されている道路について、重点的に整備する。
- 都区では、防災機能の高い道路として、都市計画道路など幹線道路の新設や拡幅整備を行っている。これらの道路の新設拡幅により沿道の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するとともに、道路の無電柱化の整備により災害に強いまちづくりを推進する。

【参照：都市計画道路の整備状況(資料編Ⅱ 震災対策編第1部p.15)、地区道路の整備(資料編Ⅱ 震災対策編第1部p.16)、豊島区都市計画道路の整備状況(資料編Ⅱ 震災対策編第1部p.16)】

第2 橋梁の整備

- 震災時における避難、救援、復旧活動等に支障のないよう老朽橋の架替えや耐震性向上等の補強を促進する。
- そのため、区が管理している14橋について、平成23年度（平成28年度改定）に策定した長寿命化修繕計画に基づき、計画的な架替え・補強を進め、道路ネットワークの信頼性を確保していく。

第3 狭あい道路の拡幅整備

- 防災上の有効性が期待されることから、建築基準法で定める4mの道路幅員を確保するために、区は、建築物が建築される際に後退用地を確保し、道路状に整備することにより狭あい道路の拡幅整備を促進する。

【参照：狭あい道路の整備状況(資料編Ⅱ 震災対策編第1部p.17)】

第5節 避難場所、救援センター及び避難経路の安全性の確保 【都市整備部】

- 避難場所や救援センターとなる区立小学校などでは、外周部の緑化やオープンスペースの確保、周辺建築物の不燃化・耐震化の促進により、避難場所としての防災機能を高め、防災生活道路の指定等により、そこに至る避難路の安全性を確保する。

第6節 災害時のエネルギー確保 【都市整備部・環境清掃部】

- 都市開発事業や建築物の更新にあわせて、地域冷暖房施設への接続やサブプラントの設置、コージェネレーションシステム、非常用自家発電装置、未利用エネルギーなどの自立・分散型エネルギーの導入を促進し、災害時のエネルギー対策に取り組む。
- また、自立・分散型エネルギーシステムのネットワーク化や電気・熱の建築物間融通などを検討し、平常時の活用を含めた地域全体での安定したエネルギー供給体制の構築に努めていく。

第 7 節 帰宅困難者対策の強化 【都市整備部】

- 平成27年7月に特定都市再生緊急整備地域の指定を受けた池袋駅周辺では、平成28年12月に都市再生特別措置法第19条の15に基づき、大規模地震が発生した場合における滞在者等の安全を確保するために必要な都市再生安全確保施設（一時滞在施設や退避経路、備蓄倉庫等）の整備及び管理に関する計画である「池袋駅周辺地域都市再生安全確保計画」を策定した（平成30年3月変更）
- 今後、計画に基づき、民間都市再生事業や公共都市基盤整備の進展にあわせて、事業者、エリアマネジメント組織、行政などの公民連携により、都市開発制度等を通じて都市再生安全確保施設の整備や管理に取り組み、災害に強いエリアとして池袋駅周辺地域のブランド・価値の向上及び都市の国際競争力を強化していく。
- 池袋駅西口地区や東池袋一丁目地区、南池袋二丁目C地区、東池袋四丁目2番街区地区などの市街地再開発事業等にあわせて、一時滞在施設や退避経路、備蓄倉庫等を確保する。
- また、池袋駅周辺地域以外についても、都市開発制度等にあわせて一時滞在施設や退避経路等を確保する。

第 3 章 施設・構造物等の安全化

第 1 節 道路及び鉄道施設の安全化

【都市整備部・都建設局・関東地方整備局・首都高速道路(株)・都交通局・東日本旅客鉄道(株)・東武鉄道(株)・西武鉄道(株)・東京地下鉄(株)】

第 1 道路施設

1 施設の安全対策

- 道路の構造物は、「橋、高架の道路等の技術基準について」（国土交通省道路局長、都市局長通達：平成29年7月）及び「道路橋示方書・同解説」（社団法人日本道路協会：平成29年11月）に基づき、地質・構造等の状況に応じ、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、安全性を強化する対策を実施している。
- 自動車専用道路のトンネル、高架橋等には、非常口を整備し、災害時の緊急事態においても、運転者等が安全に脱出できるようにしている。

【参照：自動車専用道路の現況(資料編 II 震災対策編第1部p.17)、道路管理施設の現況(資料編 II 震災対策編第1部p.17)】

2 事業計画等

機 関 名	事 業 計 画
区	(1) 区道の整備 ○ 救援消防活動に有効な地区レベルでの道路の整備を進め、地区道路網を形成する。 ○ また、延焼遮断帯としての機能を持つ道路及び避難道路に指定されている道路について、重点的に整備する。 (2) 路面下空洞調査 ○ 道路陥没等を未然に防止するため路面下空洞調査を実施し、調査の結果空洞等の異常が発見された場合、補修等を実施する。 (3) 橋梁の調査・点検・補修 ○ 橋梁の耐震対策として平成23年度に長寿命化計画を策定し（平成28年度改定）、平成27年度までには全ての橋梁で健全度調査を実施した。 ○ 今後、この計画及び調査結果により補修等を実施する。 (4) 擁壁の調査・点検・補修 ○ 区が管理する道路の擁壁について調査・点検を平成26年度に実施した。今後も、継続的に調査・点検を実施する。 (5) 道路附属物の調査・点検・補修 ○ 区道等に設置されている街路灯・カーブミラー等の道路附属物について、災害時を含めた安全確保のため定期的に調査・点検を実施し、破損等が発見された場合は適宜補修していく。 (6) 道路の無電柱化整備 ○ 主要な区道では、電線類を地下埋設して電柱等を撤去し、都市の防災性の向上を図り、災害に強いまちづくりを進める。 (7) 狭あい道路整備の促進 ○ 防災上、その有効性が期待されることから、建築基準法で定める4mの道路幅員を確保するために、建築物を建築する際に後退

機 関 名	事 業 計 画
	用地を道路状に整備し、狭あい道路の拡幅整備を促進する。
都 建 設 局	既設橋梁の補強（耐震補強完了）
関東地方整備局	(1) 既設橋梁の耐震補強 (2) 管理区間内共同溝の震災対策の推進
首都高速道路(株)	(1) 高架橋の安全性の強化 ○ 橋脚の耐震対策（橋脚鋼板巻き立て等の補強は平成10年度をもって完了） ○ 落橋防止構造、支承（橋桁を支える台座）の一層の強化 ○ 地盤の液状化により生じる地盤流動対策の実施 (2) 地震が発生した時の情報収集・伝達等のシステム構築 ○ 地震計測システムの構築 ○ 通信網の整備 ○ 電力バックアップの強化 (3) 地震発生時のお客様等の安全対策 ○ お客様等への情報伝達の充実 ○ 避難・誘導施設の整備 ○ お客様等の対処方法についての十分な広報 (4) 首都高速道路の構造物及び道路附属物その他の管理施設等の常時点検 (5) 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の常時点検

第2 鉄道施設

- 各鉄道機関は、従来から施設の強化や防災設備の整備を進めてきたが、今後とも施設等の改良整備を推進、退避経路や一時滞在施設等の駅利用者の安全に資する施設の確保に努めて、人命の安全確保及び輸送の確保を図る。

【参照：鉄道施設の現況（資料編 II 震災対策編第1部p.17）】

1 施設の耐震性

機 関 名	耐 震 性
都 交 通 局	○ 都営地下鉄は、これまでに、阪神・淡路大震災と同規模の地震にも耐えられるよう、国の基準に基づく耐震補強工事を完了している。
東日本旅客鉄道 （東京支社）	高架総合、地下構造 ○ 耐震設計の計算法は震度法を採用している。 ○ 主要構造物の設計基準は、原則として気象庁震度階の震度6相当の地震まで耐え得るように考慮してある。
東 武 鉄 道 西 武 鉄 道	○ 各施設は十分耐震性を考慮して設計されているが、老朽化による耐震性の低下を考慮し、必要に応じ改良工事を実施している。
東 京 地 下 鉄	(1) 施設の耐震性 ○ 地下鉄の箱型トンネル及びシールドトンネルは、十分耐震性を考慮して設計、施工している。 ○ 阪神・淡路大震災相当の地震でも耐えられるよう耐震補強工事は完了している。

機 関 名	耐 震 性
	(2) 建築施設等の耐震性 ○ 地上建築物は、法規で定められた構造、強度基準で設計、建造している。

2 事業計画

機 関 名	事 業 計 画									
都 交 通 局	(1) 鉄道構造物 ○ 「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえ、施設の安全性をさらに高め、運行の早期再開を図る観点から、高架部の橋脚や地下駅の中柱について、耐震補強を進める。 (2) 建築物 ○ 「東京都耐震改修促進計画」（平成28年3月 都市整備局）に基づき、交通局が所有する建築物の耐震化を行っている。									
東日本旅客鉄道 (東京支社)	(1) 耐震列車防護装置の整備（新幹線を除く） ○ 地震時には、運転中の列車を速やかに停止させることが安全の第一要件と考えられるので、耐震列車防護整備計画を推進している。 <table border="1"> <tr> <th>対象線区</th><th>列 車 防 護 方 式</th></tr> <tr> <td rowspan="2">ATC区間</td><td>ア ATC絶対停止信号の現示</td></tr> <tr> <td>イ 無線による地震情報の伝達</td></tr> <tr> <td rowspan="3">その他線区</td><td>ア 感震器と連動させて地震警報の伝達</td></tr> <tr> <td>イ 無線による緊急停止信号を発信、地震情報の伝達</td></tr> <tr> <td>ウ 要注意構造物に対する特殊信号発行機の現示</td></tr> </table> (2) 建造物の耐震性の強化 ○ 地震警報装置等による防護措置及び巡回検査等により安全の確保に努めているが、抜本的対策としては、従来から実施してきた防災工事に耐震上の考慮を加味した線区防災強化を推進し、要注意構造物の解消を計る必要がある。そのため、昭和48年度から要注意構造物の補強取替を実施している。 (3) 乗務員、指令間の情報連絡設備の整備 ○ 列車の緊急停止装置の整備と並行して、停止後の再運転開始の指示、列車の被災状況の報告等を的確、迅速に行うため、乗務員、指令間の無線による情報連絡設備を推進する。	対象線区	列 車 防 護 方 式	ATC区間	ア ATC絶対停止信号の現示	イ 無線による地震情報の伝達	その他線区	ア 感震器と連動させて地震警報の伝達	イ 無線による緊急停止信号を発信、地震情報の伝達	ウ 要注意構造物に対する特殊信号発行機の現示
対象線区	列 車 防 護 方 式									
ATC区間	ア ATC絶対停止信号の現示									
	イ 無線による地震情報の伝達									
その他線区	ア 感震器と連動させて地震警報の伝達									
	イ 無線による緊急停止信号を発信、地震情報の伝達									
	ウ 要注意構造物に対する特殊信号発行機の現示									
東 武 鉄 道	○ 建造物については、設計上の耐震性は十分と考えられるが、老朽化のための補強、補修を必要とする施設が現われてきているので、引続き毎年調査を行い、必要に応じて取替補強、補修を実施している。									
西 武 鉄 道	(1) 駅舎 ○ 年1回の定期検査により点検を実施する。建物の位置・構造については、建築基準法、その他関係法令に基づき耐震上の安全を確保する。 (2) その他の構造物 ○ 旅客輸送の安全確保を図るため、諸構造物の耐震性を調査し、補強工事を施工したが、周辺状況の変化及び老朽化による耐震性の低下を考慮									

機 関 名	事 業 計 画
	し必要に応じ次の調査、改良工事を実施する。 ・ 構造物の現況調査 ・ 橋梁の補強工事 ・ 構造物補強工事 ・ 法面防護工事
東京地下鉄	○ 地下鉄の防災設備については、現行の法規並びに関係官庁の指導事項に基づき、また、地下鉄の特性を配慮して、施設の不燃化、通報設備、避難誘導設備、排煙設備、消防設備等の防災設備を進めている。

第2節 ライフライン施設の安全化

【都水道局・都下水道局・東京電力㈱・東京ガス㈱・NTT東日本・都建設局・関東地方整備局・東京消防庁】

第1 水道施設

1 施設の現況

- 豊島区の水道水は、主に朝霞・三郷・三園浄水場等から送られており、区内の配水管は、口径50～2,200mmの配水管が網目のように道路下に埋設配管されている。これらの配水管は、耐震継手管への取替え等、耐震性の強化を進めてはいるが、従来の配水管の中には、耐震性の低い継手のものや軟弱地盤に埋設されている箇所もある。
- そのため、震災時にある程度の被害の発生は避けられないと想定され、発災直後の飲料水の確保施設が配置されている。

【参照：応急給水槽一覧(資料編Ⅱ 震災対策編第1部p.18)、配水管の現況(資料編Ⅱ 震災対策編第1部p.18)】

2 施設の耐震性の強化

(1) 配水管

- 管路については、震災時における断水被害を最小限にとどめ、可能な限り給水を確保するために、抜け出し防止機能を有する耐震継手管への取替えを進めてきた。
- 今後は、より効果的に断水被害を軽減できるよう、想定地震動、液状化危険度、耐震継手化の進捗を考慮した断水被害が大きいと想定される地域への管路の耐震継手化を進めていくとともに、首都中枢機関や救急医療機関、避難所や主要な駅への供給ルート等について優先的に管路の耐震継手化を進めていく。

(2) 給水管

- 震災時の給水確保に向け、配水管の耐震継手化に加え、避難所等給水管の耐震化も推進している。
- 給水管の耐震強化と漏水の未然防止を目的として、私道内に配水小管を布設し、給水管を整理・統合する事業を推進している。
- さらに、東日本大震災の際、都内の給水管被害の大部分を塩化ビニル管の破損・抜け出しが占めたことを踏まえ、私道内の塩化ビニル管等をステンレス鋼管に取り替える取組を推進している。

第2 下水道施設

1 施設の現況

- 区内の施設の現況は、普及人口284,921人、管きょ延長397,656m、普及率100％である（平成30年度末）。

2 計画目標

- 下水道局は、1時間に50ミリの雨に対処できる計画のもとに、区内の下水道施設の建設を強力に進めている。
- また、震災による下水道施設の被害を最小限にとどめ、避難所、災害拠点病院などのトイレ機能を確保するため、下水道施設の耐震化を進めている。

3 事業計画

(1) 管路施設の耐震化

- 避難所、災害拠点病院などから排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化を平成25年度末に完了した。
- 平成25年度に乗降客の多いターミナル駅、災害復旧拠点となる国、都、区の庁舎に加え、新たに指定された避難所や防災上重要な施設等を対象に拡大し、耐震化を実施している。
- 緊急車両の通行など交通機能の確保を目的として、液状化の危険性が高い地域の緊急輸送道路にあるマンホールの浮上対策を平成22年度までに実施している。平成23年度から避難所等と緊急輸送道路を結ぶ道路を対象を拡大し、マンホールの浮上対策を実施している。
- 平成25年度より地区内残留地区において、下水道施設の耐震化及び浮上対策を面的に実施している。

(2) 管きょ破損等の補修及び改良等

- 管きょの破損等による下水道機能の低下を防止するため、下水管きょの点検、掃除及び補修または改良を行っている。

第3 電気施設

電気施設の安全化対策として、以下の設計とする。

設 備	安 全 対 策
送 電 設 備	○ 地中電線路の終端接続箱、給油装置については電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計する。 ○ 洞道は「トンネル標準示方書(土木学会)」等に基づき設計する。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性を配慮した設計とする。
変 電 設 備	○ 機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計方針」に基づき設計する。
配 電 設 備	○ 架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計する。 ○ 地中電線路は、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採

設 備	安 全 対 策
	用するなど、耐震性を配慮した設計とする。
通 信 設 備	○ 屋内に設置される装置は、建物の設置階を考慮した設計とする。

第4 ガス施設

- 1 施設の機能の確保
 - (1) 系統の多重化・拠点の分散
 - ガス供給のため、系統の多重化、拠点分散等に努める。
 - (2) 代替施設の整備
 - 臨時供給のための移動式ガス設備等の整備に努める。

施 設 名	安 全 化 対 策
ガス製造設備	○ 消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、消火設備の整備・点検・火気取締等の実施により火災防止を図る。
ガス供給設備	○ 大規模なガス漏えい等を防止するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。 ○ また、需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター（マイコンメーター）又は緊急遮断装置の設置を推進する。
通 信 施 設	○ 災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の通信設備を整備する。
そ の 他 の 安 全 設 備	(1) コンピュータ設備 災害に備え、バックアップする体制を整備する。 (2) 自家発電設備等 常用電力の停止時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備等を整備する。 (3) 防災中枢拠点設備 災害対策本部の機能を果たす施設については、通信設備の充実や代替施設の確保等の措置を講ずる。

第5 通信施設

- 1 施設の整備
 - (1) 施設の更改
 - 設備の重要度、現況等を十分に考慮し、更改を実施する。
 - (2) 電線類の地中化
 - 都心のビル街や商店街を中心に関連機関と調整を図り、電線類の地中化を実施する。
- 2 災害対策用電気通信機器の配備
 - (1) 非常用交換機
 - (2) 移動電源車
 - (3) デジタル衛星車載車

(4) ポータブル衛星

3 通信ケーブルの複数ルート化

- 交換機設置ビル相互間をつなぐ通信ケーブルは、万一を考えて複数のルートに分散している。また、主要交換機設置ビル間のケーブルを地震等の災害に強い、地下トンネルに敷設し安全性を高めている。

4 非常用予備電源の確保

- 非常用の予備電源を用意し、地震や火災等により停電した場合でも通話できるようにしている。

5 災害に強いビルの構造

- 交換機設置ビルは、関東大震災クラス的地震や大型台風にも耐えられる構造となっており、さらに浸水や冠水しないよう敷地の嵩上げや防水壁を設置している。

第6 共同溝

- 共同溝は、地下埋設物の破壊防止に有効であるばかりでなく、地盤が安定し、地震による道路の陥没、き裂等の大きな被害を避ける効果もあり事業の促進を図る。

機 関 名	現 況 及 び 整 備 計 画
都 建 設 局	○ 経年変化により安全性の低下したものについては、補修を行う。
関東地方整備局	○ 地震に対する安全性向上を図るため、幹線のライフラインを収容する共同溝整備を推進する。
東 京 消 防 庁	○ 一定規模以上の洞道・共同溝及び道路トンネル等に、通信ケーブル等を敷設する者に対し、火災予防条例第59条の2に基づき、消防活動上必要な事項について届出を義務付けている。 ○ ずい道工事等の工事施工者に、火災予防条例第60条の2に基づき、火災等の災害予防計画の作成及び届出を義務付けている。 ○ 各消防署（所）は、実態を把握し、災害時の行動計画を樹立するとともに資料等を整備しておく。

第7 電線類地中化の推進

- 道路上の電線類を地中化することにより、災害時の救助活動の円滑化や避難道路機能の充実等、都市防災の一層の向上を図るとともに、電力の安定供給と通信の信頼性の向上を図る。

第3節 エレベーター対策 【総務部・都市整備部・都総務局・都都市整備局】

震災時におけるエレベーター閉じ込めの防止及び早期救出の体制を確立するとともに、エレベーター復旧を円滑に行うための体制を構築する。

第1 基本方針

震災時におけるエレベーター閉じ込めを防止するため、区有施設のエレベーター設備の改修を促進し、安全性の向上を図る。

1 公共施設

- 区は、改修に合わせて、区有施設のエレベーター閉じ込め防止装置の設置に努める。

2 民間施設

(1) 閉じ込め防止機能の向上

- 都は、民間施設のエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を要請する。
- 区は、都の指針に基づき、ビルやマンションの管理事業者・団体等に対して、装置の設置を働きかける。

(2) エレベーター閉じ込め防止装置の義務化

- 区は、今後、国及び都のエレベーター閉じ込め対策の検討状況を見ながら、対策の強化を検討していく。

第2 エレベーターの閉じ込め防止対策の実施

- 区は、一般社団法人日本エレベーター協会加盟の各メーカーに対し、エレベーター改修に関する相談窓口を設置するよう働きかける。
- また、次のようなエレベーター閉じ込め防止装置の設置に努める。

エレベーター閉じ込め防止装置	機 能
リスタート運転機能	地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認しエレベーターを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	停電時に、エレベーターを最寄り階に着床させるのに必要な電力を供給する装置
P波感知型地震時管制運転装置	主要動（S波）が到達する前に、初期微動（P波）を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

第3 エレベーターの早期復旧体制の構築

1 「1ビル1台」ルールの徹底

- 地震における停止装置の作動や故障に対し、エレベーターを点検し運転を再開するための保守要員は限られている。このため、1ビルにつき1台のエレベーターを復旧することを原則とし、できるだけ多くのマンションやビルの機能の回復を早期に図ることが必要である。
- 区は、都及び一般社団法人日本エレベーター協会等と協力して、「1ビル1台」ルールの徹底をエレベーター保守管理会社に要請するとともに、広く区民・事業者等に普及啓発する。

2 自動判断仮復旧システムの採用

- エレベーター会社では、地震で停止したエレベーターについて、保守要員による点検をしなくても、仮復旧できる自動診断仮復旧システムの開発を行っている。
- 区は、今後の開発状況を見ながら、防災上重要な区有施設への本システムの導入について検討する。また、民間施設に対して、都及び一般社団法人日本エレベーター協会と連携

し、システムの導入を働きかける。

第4 救出体制の構築

1 救出要員増員

- 区は、エレベーターの閉じ込めが発生した際の救出要員の増員を図るため、エレベーター保守管理会社の保守要員のみならず、ビル管理者等による救出作業(危険の伴わないものに限る)の体制整備について働きかける。

2 エレベーター内の閉じ込め発生時の通報

- 区は、都及び一般社団法人日本エレベーター協会と連携し、エレベーター利用者及び建物管理者に対して、地震時にエレベーター内の閉じ込めが発生した場合には、エレベーター保守管理会社へ通報することを広く周知する。

3 緊急通行証の発行

- 地震が発生した場合に、交通規制が行われた地域は、一般車両の通行が禁止され、緊急通行車両のみが通行できるため、エレベーターの閉じ込めからの救出を迅速に行うことができるよう、エレベーター保守管理会社の作業車両に対して緊急通行証を発行する。

第4節 高層集合住宅での生活維持 【都市整備部】

高層集合住宅は、建物の耐震性・耐火性が高く安全であるが、一方で電気が途絶して、エレベーターが停止した場合は、高層階の住民が自宅での生活維持が困難になることが懸念される。そのため、高層集合住宅の住民が救援センターに避難することなく、震災時にも自宅での生活を維持できるよう、以下の対策に取り組む。

- 一定規模以上の集合住宅を建築する場合には、一定階層ごとの備蓄倉庫の設置や防火用貯水槽の設置等、防災上必要な措置をとるよう建築主に対して義務づける。
- 高層集合住宅居住者による自主備蓄を推進する。
- 高層集合住宅の建築に際しては、建築主に、自ら説明会に出席し、直接、周辺住民と誠実に協議することを義務づける。
- 高層集合住宅の居住者向けパンフレットを作成・配布し、災害時に備えた意識啓発を図る。
- 自治会等を中心とした自主防災体制の確立を支援する。

第5節 超高層建築物及び地下街等の安全化

【消防署・東日本旅客鉄道(株)・東武鉄道(株)・西武鉄道(株)・東京地下鉄(株)】

第1 超高層建築物及び地下街の安全化対策

構造上や空間の特殊性等から、地震時における避難や消防活動等の災害対応が極めて困難になると予想されるため、次のような対策を講ずる。

1 火災予防対策

- (1) 火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進
- (2) 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止装置
- (3) 内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化と転倒落下防止措置
- (4) 消火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進

2 避難対策（混乱防止対策）

- (1) 避難施設の適正な維持管理及び避難道路の確保
- (2) ビルの防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備
- (3) ショーケース、看板・複写機等の転倒・落下・移動の防止
- (4) 事前指定した避難誘導員の周知や訓練指導者の育成
- (5) 避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底
- (6) 警報設備、避難設備の機能確保による避難対策の推進

3 防火・防災管理対策

- (1) 従業者に対する消防計画の周知徹底
- (2) 管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び防火対象物全体についての消防計画の周知徹底
- (3) ビル防災センターの機能強化及び要員教育の徹底
- (4) 救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備
- (5) 防火管理業務・防災管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育
- (6) 実践的かつ定期的な訓練の実施

4 消防活動対策

- 消火活動上必要な施設の機能確保による消防活動対策の推進

5 長周期地震動対策

- 長周期地震動の危険性や家具類の転倒・落下・移動防止措置等の重要性について、広く区民や事業者にも周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

第 6 節 建築物等の安全化 【都市整備部・教育委員会事務局教育部】

第 1 防火地域の指定

- 都は、都市防災の強化を図るため、従来から防火地域、準防火地域の指定を行ってきたが、さらに防災上重要な地域（主要幹線道路沿い、避難道路沿い及び避難場所周辺等）を中心に、防火地域等の指定拡大を図っていくこととしている。
- 区も、この方針に基づき、防火地域の指定拡大や区内12の主要幹線道路での路線式30メートルの防火地域指定に取り組んできた。区の不燃化率（耐火＋準耐火建築面積の割合）は建築面積で72.7％（平成28年度土地利用現況調査）であり、都市防災上の目標値とされる70％を上回っている。
- 今後も都市計画道路の整備にあわせて路線式による防火地域を指定し、不燃化率の向上に

継続して努める。

【参照：防火地域の指定状況(資料編Ⅱ 震災対策編第1部p.18)】

第2 建築物等の耐震・不燃化・適正な維持管理

1 耐震改修促進計画の推進

平成28年度に改定した豊島区耐震改修促進計画に基づき、公共建築物及び民間建築物で多数の人が利用する建築物等（特定建築物）の耐震診断・耐震改修を促進する。

(1) 住宅・特定建築物の耐震化の現状と目標

建築物の種類	耐震化率	
	平成29年度末	目標 令和2年度末
住宅	90%	95%
区立管理住宅	100%	100%
民間特定建築物	85%	95%
区有特定建築物	99%	100%

(2) 耐震化に向けた環境整備・関連施策

- 相談体制、普及啓発、情報提供の充実を図る。
- 総合的な安全対策として、窓ガラス等の落下物対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、ブロック塀の倒壊防止対策等を推進する。
- 耐震改修促進法に基づく指導・助言、建築基準法に基づく指示等を必要に応じて実施する。

2 区有施設の耐震化・不燃化・適正な維持管理

(1) 基本方針

- 区は、平成7年の「阪神・淡路大震災」を契機に施設の耐震性能の見直しに努め、以下のような取組を行ってきた。
- 今後は、老朽化施設の建替えや全面改修の検討をするとともに、小・中学校以外の区有施設の耐震性能の向上を図っていく。救援センターに指定されている区有施設は、排水設備等の耐震化を強化する。なお、区有施設の不燃化については、ほぼ完了している。

(2) 小・中学校以外の区有施設

- 耐震改修促進計画に基づき、特定建築物の耐震化を図るため、平成29年度までに耐震診断を実施した施設は60施設であり、耐震性能を有する施設または耐震補強工事を行った施設は55施設である。
- 区立保育園では、順次、耐震診断を実施し、平成14年から27年度までに耐震性能を有する施設または耐震補強工事を行った施設は、新築を含み22園である。

(3) 小・中学校等

- 平成18年度には、全ての小・中学校で耐震診断及び耐震補強工事を実施、完了するとともに、平成25年度より窓ガラスの飛散防止措置を推進している。

【参照：区有施設の耐震化の状況(資料編Ⅱ 震災対策編第1部p.19)】

3 民間建築物の耐震化・不燃化・適正な維持管理

(1) 基本方針

- 住宅・建築物の耐震化は所有者が行うことが基本である。区は、新耐震基準（昭和56

年)以前に建てられた住宅・建築物等を対象に耐震診断・耐震改修助成を行い、耐震化の促進を図る。

- 区は、緊急性の高い防災上重要な地域を中心に防火地域の拡大を図り、震災時の火災による危険性の高い地域においては、東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制の導入を検討するなどして、不燃化率の向上に努める。
- また、都市防災不燃化促進事業を適用し、民間建築物の耐震・不燃化を図る。
- 建物等の適正な維持管理を推進する条例に基づき、建物の管理不全、老朽化を未然に防ぎ、住民の生命、身体又は財産の保護及びその生活環境の保全を図る。

(2) マンションの耐震化

- 分譲マンションについて、耐震診断助成等の活用を推進し、重点的に耐震化を図る。

(3) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

- 「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」に基づき、緊急輸送道路沿道建築物を対象に耐震診断・耐震改修助成を行い、耐震化の促進を図る。

4 医療機関の耐震化

- 後方医療施設について、耐震診断助成等の活用を推進し、重点的に耐震化を図る。

第7節 落下物等の防止 【都市整備部】

落下物に対する技術的基準は、「建築基準法」、「屋外広告物法」、「東京都屋外広告物条例」等により定められているが、この技術基準の遵守と共に既存の経年化した建築物の窓ガラス、ビル外装材等の詳細な実態調査に取り組み、危険度の高いものに対しての指導・啓発に努める。

第1 窓ガラス等落下物の安全化

- 昭和55年から平成元年の間、区内の避難道路沿いの建築物、用途地域や容積率に応じた建築物の落下物防止実態調査を行い、改善指導に努めてきた。
- これらの実態調査や改善指導は、区内の限られた地域であり、今後、残域を対象とした落下物調査を行い、著しく危険な窓ガラス、大規模空間の天井、外装材等危険度の高いものへの指導・啓発に努める。

第2 屋外広告物に対する規制

- 地震、台風の際、看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことがないように、東京都屋外広告物条例及び道路法に基づき、表示者に対し、屋外広告物の許可申請時に指導を行っている。
- また、一定規模以上の屋外広告物については、屋外広告物管理者の設置が義務付けられている。

第3 家具類の転倒等防止対策

機 関	内 容
区	○ 住民の安全確保のため、家具転倒・落下・移動防止器具用品のあっせんを行う。 ○ 保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況調査を行い、その結果を公表するなど、家具類転倒・落下・移動防止対策を推進する。 ○ 対策とともに、耐震診断・耐震改修等、震災対策全般にわたる相談窓口を設けるなどして、防災対策全般の推進に努める。
東京消防庁	○ 「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」の内容を防災指導、消防計画等に活用し、転倒防止対策の普及・啓発を図る。 ○ 防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発を図り、家具転倒・落下・移動防止器具の取付指導も実施する。 ○ 関係機関、関係団体等と連携して周知を図る。
都	○ 保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況調査を行い、その結果を公表するなど、家具類転倒・落下防災対策を推進する。 ○ 関係機関・業界団体等に対策への協力を要請する。 ○ 都民・事業者に対する対策の普及・啓発を行う。 ○ 超高層ビル（60m超）でのオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況を把握し、その結果を踏まえ、対策の実施を要請する。

第8節 崖・擁壁、急傾斜地、ブロック塀等の崩・倒壊防止【総務部・都市整備部】

崖・擁壁、ブロック塀等の対策は、原則として、所有者・管理者等が実施すべきものであるが、行政としては、法による規制指導や工法上の指導を積極的に進める。また、急傾斜地崩壊危険箇所については、その範囲及び警戒避難時の避難施設等について周知を図る。

第1 崖・擁壁の崩壊防止

1 規制、指導等の強化

- 崖地に面した、建築物や擁壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき構造や防災上の見地から規制を行っているが、特に、今後、新たに工事を行う者に対しては、法令を重点に指導を強化していく。

2 実態調査・改善指導

- 崖・擁壁の実態調査に基づき、著しく危険と思われる箇所については、安全性向上に向けた指導及び啓発に努める。

第2 急傾斜地の崩壊防止

- 急傾斜地の崩壊など土砂災害は、自然災害の中でも死者発生が多い災害であるが、急傾

斜地崩壊対策は、私有地内で実施することから、土地所有者の理解や協力が不可欠である。

- 急傾斜地の実態調査に基づき、著しく危険と思われる箇所については、安全性向上に向けた指導及び啓発に努める。

【参照：土砂災害（特別）警戒区域一覧(資料編 II 震災対策編第1部p. 20)】

第3 ブロック塀等の倒壊防止

1 指導の強化

- 新設のブロック塀等について、「建築基準法」に定める技術基準を反映した正しい施工方法の指導を強化するとともに、生垣化推進のPRに努める。

2 実態調査に基づく改善指導

- ブロック塀等の実態調査に基づき、著しく危険と思われる箇所については安全性向上に向けた指導及び啓発に努める。

3 区施設

- 区では、昭和53年10月と昭和63年2月に、区施設のブロック塀等の調査を実施し、危険と思われる塀等を順次、改修してきた。
- 平成18年には、擁壁等の悉皆調査を実施し、特に危険な個所はフェンス等に改修を実施した。
- 平成30年6月の大阪府北部地震を受けて、直ちに実施した点検結果に基づき、特に緊急度の高い区立小学校はブロック塀等の撤去や改修工事を実施した。
- 今後は優先順位をつけ、順次、必要な改修を実施していく。

4 接道部緑化に対する補助事業

- 区では、昭和56年度より、民間で幅4m以上の道路に接する場所を緑化した者に対して、その経費の一部を助成している。また、既存のブロック塀等を撤去し、生垣等を造成する場合は、ブロック塀等の撤去の経費の一部もあわせて助成している。

5 狭あい道路拡幅整備緑化補助事業

- 区は、狭あい道路拡幅整備事業において、4m未満の道路に面した建築物の建築の際には撤去費及び緑化費用を助成しており、今後とも緑化を推進する。

6 ブロック塀等改善工事補助事業

- 区では、平成23年度より、道路等に面するブロック塀等の所有者に、改善工事にかかる費用の一部を助成している。

第9節 文化財施設の安全対策【消防署】

所有者または管理者は、定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練を実施するとともに、消防用設備及び防災設備等を点検・整備する。消防署は、管内の文化財施設の所有者または管理者に対して、都計画に定める以下の点検内容について実施するよう指導する。

1 文化財周辺の整備・点検

- (1) 文化財の定期的な見回り・点検
- (2) 文化財周辺環境の整理・整頓

2 防災体制の整備

- (1) 防災計画の作成
- (2) 巡視規則や要項の作成等

3 防災知識の啓発

- (1) 国、都道府県等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加
- (2) ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼びかけ

4 自衛消防訓練の実施

5 防災設備の整備と点検

外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備

6 緊急時の体制整備

消防機関への円滑な通報体制の確立、隣者の応援体制、文化財防災点検表による定期的な自主点検を行う。

